

官報

號外

昭和十年二月二十日

○第六十七回 衆議院議事速記録第十六號

昭和十年二月十九日(火曜日)

午後一時十四分開議

議事日程 第十五號

昭和十年二月十九日

午後一時開議

質問

一 滿洲對策ニ關スル質問(丸山浪彌君提出)

二 足尾銅山鑛毒ニ關スル質問(栗原彥三郎君外三名提出)

三 中南米諸國ニ對スル通商貿易ニ關スル質問(玉置吉之助君提出)

四 治鮮政策ニ關スル質問(朴春琴君提出)

五 日本柑橘北米輸出組合ニ關スル質問(田村實君提出)

第一 不動產融資及損失補償法中改正法律案(政府提出)

第二 產業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出)

第三 辯護士法中改正法律案(政府提出)

第四 公證人法中改正法律案(政府提出)

第五 執達更規則中改正法律案(政府提出)

第一讀會

官報號外

昭和十年二月二十日

衆議院議事速記録第十六號 議長ノ報告

第十七 百貨店法案(野田文一郎君外二名提出) 第一讀會
 第十八 家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案(八田宗吉君外七名提出) 第一讀會
 第十九 刑法中改正法律案(一松定吉君外四名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
 第二十 借地借家調停法中改正法律案(藤田若水君外四名提出) 第一讀會
 第十一 盲人保護法案(松山常次郎君提出) 第一讀會
 第十二 大正九年法律第五十六號中改正法律案(福田闢次郎君提出) 第一讀會
 第十三 大正九年法律第五十六號中改正法律案(東武君外五名提出) 第一讀會
 第十四 自動車交通事業法中改正法律案(上田孝吉君外十一名提出) 第一讀會
 第十五 民事訴訟法中改正法律案(牧野良三君外九名提出) 第一讀會
 第十六 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(杉山元治郎君外二名提出) 第一讀會
 第一讀會

明治二十五年三月三十一日
 第三種「便物認可」

ノ移住ニ對スル考慮ヲ要ス政府ノ所見如何
 四 蒙古地帶ニ付テ
 「ソ」滿關係ニ外蒙關係ハ深ク戒心セ
 サルヘカラス政府ノ所見如何
 右及質問候也

昭和十年二月十九日
 衆議院議長濱田國松殿
 衆議院議員丸山浪彌君提出滿洲對策ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候
 ○議長(濱田國松君) 諸般ノ報告ヲ致サセ
 マス
 (書記官朗讀)
 一 政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ
 衆議院議員丸山浪彌君提出滿洲對策ニ關スル質問ニ對スル答辯書
 衆議院議員朴春琴君提出治鮮政策ニ關スル質問ニ對スル答辯書
 出組合ニ關スル質問ニ對スル答辯書
 (以上二月十九日受領)
 一 滿洲國ノ健全ナル發達ヲ促ス爲ニモ
 日滿兩國ノ不可分關係ヲ一層強化スル爲ニモ我國民ノ多數ガ滿洲ニ移住スルコトハ日滿兩國ノ爲ニ望マシキコトナルヲ以テ我政府トシテモ速ニ一定ノ方針ヲ確立スル爲目下銳意調査中ナリ。殊ニ農業移民ニ就テハ治安其ノ他ノ事情ニ依リ慎重調査ヲ要スルモノアルヲ以テ昭和七年度以來若干數ノ試驗移民ヲ送リタルガ大體治安モ確定シ種々ノ資料モ整備セルニ付近ク對滿農業移民ニ關スル方針ノ樹立ニ著手スル意嚮ナリ。
 一 滿洲ノ事態ガ治安維持ヲ第一トスルヲ要スル實情ニ在ルヲ以テ世上此ノ方面ニ關スル事情ガ比較的多ク報道セラルモ、滿洲國政府ハ文化工作ニ多大ノ努力ヲ拂ヒツツアルヲ看取セラルモノニシテ、例ヘバ幣制ノ統一、鹽稅、關稅等ノ輕減、地方制度ノ改正、道路

ノ開設、鐵道及通信施設ノ整備、窮民ニ對スル低利資金ノ貸付醫療施設ノ普及、教育制度ノ改善等著々成績ヲ收メツツアリ、日本側諸機關ニ於テモ此方面ニ於ケル滿洲國側ノ努力ニ對シ全幅ノ援助ヲ與ヘツツアリ、日滿文化協會ノ設立、各地ニ於ケル醫療機關ノ整備ノ如キハ其一端ナリ。

三 漢民族ノ滿洲移住ニ關シテハ滿洲國政府自體ニ於テ各般ノ狀況ヲ顧慮シテ措置シツツアルモノト信ズ。

四 滿洲國在住ノ朝鮮人中國籍ヲ有セ者多數アリ之ニ對スル外務大臣ノ所

ノ設立、各地ニ於ケル醫療機關ノ整備ノ如キハ其一端ナリ。

五 朝鮮人ニ對シ徵兵ノ義務ヲ課セラル意思ナキヤ陸軍大臣ノ所見如何

六 朝鮮米ニ對シ差別的取扱ヲ爲スハ半島統治上由々シキ大問題ナリト信ス農

林大臣ノ所見如何

七 昨年度ノ不作ニ因ル朝鮮農民ノ悲慘ナル狀況ハ目ヲ蔽フヘキ實情ニアリ拓務大臣竝農林大臣ハ之ヲ救濟スルノ意思アリヤ

八 在滿朝鮮人ニ對スル邪魔物扱ノ態度ヲ屢々目睹スルノ如キハ敵スヘカラサル所ナリ之ニ對シ徹底的ナル治安保護機關ヲ設ケラレタシ内閣總理大臣ノ所見如何

昭和十年二月十九日

内閣總理大臣 岡田 啓介

外務大臣 廣田 弘毅

陸軍大臣 林 銑十郎

拓務大臣 伯爵兒玉 秀雄

治鮮政策ニ關スル質問主意書

右威規ニ據リ提出候也

昭和十年二月二十五日

提出者 朴 春 琴

朴春琴君提出治鮮政策ニ關スル質問ニ

一 朝鮮ニ於ケル參政權ノ施行ハ半島住民多年ノ熱望ナリ内閣總理大臣ハ即時之カ施行ノ意思アリヤ

二 朝鮮ニ於ケル紙幣ハ内地ト共通タルヘク速ニ統一サルヘキモノト信ス大藏大臣ハ之ヲ改正スル意思アリヤ

三 門司釜山ニ稅關ヲ設ケ課稅スルカ如キハ極メテ不合理ナリト信ス大藏大臣

竝拓務大臣ノ所見如何

四 滿洲國在住ノ朝鮮人中國籍ヲ有セ者多數アリ之ニ對スル外務大臣ノ所

ル意思ナキヤ陸軍大臣ノ所見如何

五 朝鮮人ニ對シ徵兵ノ義務ヲ課セラル意思ナキヤ陸軍大臣ノ所見如何

六 朝鮮米ニ對シ差別的取扱ヲ爲スハ半島統治上由々シキ大問題ナリト信ス農

林大臣ノ所見如何

七 昨年度ノ不作ニ因ル朝鮮農民ノ悲慘ナル狀況ハ目ヲ蔽フヘキ實情ニアリ拓務大臣竝農林大臣ハ之ヲ救濟スルノ意思アリヤ

八 在滿朝鮮人ニ對スル邪魔物扱ノ態度ヲ屢々目睹スルノ如キハ敵スヘカラサル所ナリ之ニ對シ徹底的ナル治安保護機關ヲ設ケラレタシ内閣總理大臣ノ所見如何

昭和十年二月十九日

内閣總理大臣 岡田 啓介

外務大臣 廣田 弘毅

陸軍大臣 林 銑十郎

拓務大臣 伯爵兒玉 秀雄

治鮮政策ニ關スル質問主意書

右威規ニ據リ提出候也

昭和十年二月二十五日

提出者 朴 春 琴

朴春琴君提出治鮮政策ニ關スル質問ニ

衆議院議員朴春琴君提出治鮮政策ニ關スル質問ニ

別紙

衆議院議長濱田國松殿

内閣總理大臣 岡田 啓介

外務大臣 廣田 弘毅

陸軍大臣 林 銑十郎

拓務大臣 伯爵兒玉 秀雄

治鮮政策ニ關スル質問主意書

右威規ニ據リ提出候也

昭和十年二月二十五日

提出者 朴 春 琴

朴春琴君提出治鮮政策ニ關スル質問ニ

別紙

ルハ不適當ト認ム。

二 朝鮮銀行券ヲ日本銀行兌換券ニ統一スルコトハ外地ニ於ケル特殊經濟事情モアリ又朝鮮銀行券カ長ク流通セル慣習モアルヲ以テ今日之ヲ速行スルハ其ノ時期ニ非スト考フルモ今後攻究ヲ要スル問題ナリト認ム。

三 内鮮間ニ於ケル課稅ニ關シ出港稅ニ付テハ内鮮間ノ消費稅率ノ相異ヨリ其ノ存在ハ當然ニシテ、移入稅撤廢ノ問題ニ付テハ政府モ其ノ方針ニ付キテハ勿論異存ナキモ朝鮮總督府ノ財政上今直ニ之ヲ撤廢スル能ハザル事情ニ在リ將來適當ノ機會ニ於テ考慮スペシ

四 舊韓國「民籍法」施行前海外ニ渡航シタル者又ハ其ノ子孫ニシテ未ダ朝鮮ニ籍ヲ有セザル者アリ殊ニ滿洲ニ於テ相當多數ノ無籍者アリト聞ク是等無籍者ハ公私ノ生活上自他共ニ不利不便多キノミナラス之ヲ政治的ニ見ルモ甚タ遺憾ナルニ付政府ハ先出官憲ヲシテ常ニ是等朝鮮人ニ對シ至急就籍方ヲ懇懃指導セシメツツアリ而シテ就籍ハ現行法令上（朝鮮戶籍令第一二一條乃至第一二四條）朝鮮總督府裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ爲スコトトナリ居レリ尙在滿朝鮮人ノ就籍ヲ一層便宜ナラジムル方法ニ付テハ目下研究中ナリ

五 帝國ノ国防ニ内鮮人ノ區別ナク一致ニ當ランントスルノ主旨ハ大ニ歡迎スル所ニシテ我朝鮮統治ノ方針亦一視同仁差別ヲ設ケアル處ナルモ諸般ノ狀況ニ於テ内地ト同ジカラザルモノアル朝鮮ニ對シ内地同様ニ兵役制度ヲ實施セントスルハ不ダ其時期ニ達セズト考へ

アリ。

六 米穀對策ニ關シテハ米穀對策調査會ニ於テ内地、朝鮮及臺灣ヲ通ジ一貫セル米穀對策ノ答申アリタルヲ以テ右答申ニ基キ目下立案案中ナリ從テ朝鮮米ニ對シ差別待遇ヲ爲スコトハ固ヨリ不可ト認ム。

七 昨年度ノ不作ニ因ル朝鮮農民ノ窮状ニ對シテハ直接ノ救濟措置トシテ食料ノ補給、種穀ノ給與等ヲ行ヒタルガ生活ノ資ヲ得セシムル爲ニハ各種ノ救濟土木工事ヲ起シ更ニ滿洲、北鮮方面ヘノ移住獎勵ヲモ行ヘリ之ガ昭和九年度第六十六回臨時議會ノ協賛ヲ得タルノ移住獎勵ヲモ行ヘリ之ガ昭和九年度ニ於ケル費用ハ第二豫備金ノ支出又ハ第六十六回臨時議會ノ協賛ヲ得タルノ移住獎勵ヲモ行ヘリ之ガ昭和九年度ニ又各般ノ土木工事、砂防工事等ニ因ニ於ケル生活安定ヲ圖ル爲先年ヨリ實施セル農村振興運動ヲ一層強化シ自力ヲ以テスル經濟更生ヲ促進ヲ計ルト共ニ又各般ノ土木工事、砂防工事等ニ因ク昭和十年度豫算ニ於テモ充分此等ノ點ヲ考慮シ相當巨額ノ經費ヲ計上セリ。

八 政府ハ滿洲國ニ在住スル朝鮮人ニ關シテハ同地在住ノ他ノ同胞ト同様ニ正當ナル處遇ヲ受クベキコトヲ根本方針トシ在滿帝國諸機關竝ニ朝鮮、關東州等ノ官廳ヲシテ之ガ保護ニ遺憾ナカラシメンコトヲ期シツツアリ。

右及答辯候

昭和十年二月十九日

内閣總理大臣 岡田 啓介

大藏大臣 高橋 是清

外務大臣 廣田 弘毅

陸軍大臣 林 銑十郎

農林大臣 山崎達之
拓務大臣 伯爵兒玉 秀雄

國貿易ノ振興上現行省令ニ代ルヘキ法
律ヲ制定セラルル意思アリヤ否ヤ

ヲ超ユルコトヲ得サル旨依命通牒セラ
レタリ然ルニ輸出組合側ハ右統制命令
ノ發セラルルヲ察知スルヤ急ニ七十五

昭和十年二月十九日
内閣總理大臣 磯田 啓介
衆議院議員田村實君提出日本柑橘北米輸
出組合ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差
進候

日本柑橘北米輸出組合ニ關スル質問主
意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和十年二月十四日
提出者 田村 實

日本柑橘北米輸出組合ニ關スル質問
主意書
日本柑橘北米輸出問題ニ關シ昨

一本邦產柑橘ノ北米輸出問題ニ
昭和九年四月政府ハ日本柑橘北米輸出
改善委員會ヲ商工省產業合理局ニ設置
シ之カ根本的改善ノ成案ヲ得ルコトニ
努メラレタルモ日本柑橘北米輸出組合
側委員ノ不當ナル要求ニ依リ該委員會
ハ遂ニ成案ヲ得ルニ至ラス仍テ政府ハ
同年十月十九日農林省令ヲ公布セラレ
日本柑橘北米輸出組合ト保證責任大日
本柑橘販賣組合聯合會トニ對シ検査權
ヲ付與シ右兩團體ニ對シ各四十萬箱ヲ
超エテ輸出シ得サル旨監督命令ヲ發セ
ラレタリト聞ク然ルニ日本柑橘北米輸
出組合側ハ卑劣ナル奸手段ヲ以テ脫法
ヲ海外ニ晒シ北米市場ニ於ケル本邦產
柑橘ノ聲價ヲ失墜セシメタリトノコト
ナルモ右ノ事實如何

二 日本柑橘北米輸出組合ハ巧ニ名義人
ヲ假構シ右脫法的輸出ハ該組合ノ關係
組合カ之ニ關係アリタルコト明瞭トナ
リタル場場政府ハ該組合ニ對シ斷乎タ
ル處置ニ出ラルルヤ否ヤ
三 今後斯ノ如キ不法行爲ヲ取締リ我カ

ト日本柑橘北米輸出組合トノ間ニ於テ
多年抗爭シ來リタル所ニシテ政府ハ之
カ根本的解決ノ成案ヲ得ル爲商工省產
業合理局ニ日本柑橘北米輸出改善委員
會ヲ昨年四月設置シ生産者側並輸出組
合側ヨリ各四名宛ヲ外ニ専門家六名ヲ
委員ニ任命シ商工農林兩省ノ高等官六
名ヲ幹事ニ任命シ同年六月十八、十九
ノ兩日第一回委員會ヲ開キ幹事案トシ
テ提出セラレタル案ノ骨子ハ「輸出數
量ノ全部ヲ生産者ヨリ一定ノ手數料ヲ
以テ輸出組合ニ委託シテ輸出スルコト」
トセリ之ニ對シ生産者側委員ハ同意シ
タルモ輸出商側委員ハ之ヲ一蹴シタル
ヲ以テ更ニ十月二日第二回委員會ヲ開
キタル際兩省幹事案トシテ提案セラレ
タル案ノ要領ハ「輸出數量ノ半數ハ輸
出組合側ニ於テ之ヲ行ハシメ他ノ半數
ハ生産者側ヨリ出荷セシム之ヲ輸出組
合ニ委託販賣トセシムルコト」トセリ
本案ニ對シテモ尙且生産者側委員ハ輸
出貿易統制上國家的見地ヨリシテ讓歩
シ贊意ヲ表シタリシカ輸出商側ノ委員
ハ頑強ニ自己ノ利害ニノミ固執シ遂
ニ十月四日委員會ハ成案ヲ得ル事能
ハスシテ無期休會ノ形式ニ於テ今日
ニ至レリ茲ニ於テ政府ハ暫定處置トシ
テ十月十九日農林省令ヲ以テ輸出柑橘
取締規則ヲ改正シ日本柑橘北米輸出組
合ト保證責任大日本柑橘販賣組合聯合
會トノ二團體ニ検査權ヲ與ヘ更ニ兩團
體ニ對シ本年度輸出數量ハ各四十萬箱

四 抑、本邦產柑橘ノ北米輸出ハ生産者
業合理局ニ日本柑橘北米輸出改善委員
會ヲ昨年四月設置シ生産者側並輸出組
合側ヨリ各四名宛ヲ外ニ専門家六名ヲ
委員ニ任命シ商工農林兩省ノ高等官六
名ヲ幹事ニ任命シ同年六月十八、十九
ノ兩日第一回委員會ヲ開キ幹事案トシ
テ提出セラレタル案ノ骨子ハ「輸出數
量ノ全部ヲ生産者ヨリ一定ノ手數料ヲ
以テ輸出組合ニ委託シテ輸出スルコト」
トセリ之ニ對シ生産者側委員ハ同意シ
タルモ輸出商側委員ハ之ヲ一蹴シタル
ヲ以テ更ニ十月二日第二回委員會ヲ開
キタル際兩省幹事案トシテ提案セラレ
タル案ノ要領ハ「輸出數量ノ半數ハ輸
出組合側ニ於テ之ヲ行ハシメ他ノ半數
ハ生産者側ヨリ出荷セシム之ヲ輸出組
合ニ委託販賣トセシムルコト」トセリ
本案ニ對シテモ尙且生産者側委員ハ輸
出貿易統制上國家的見地ヨリシテ讓歩
シ贊意ヲ表シタリシカ輸出商側ノ委員
ハ頑強ニ自己ノ利害ニノミ固執シ遂
ニ十月四日委員會ハ成案ヲ得ル事能
ハスシテ無期休會ノ形式ニ於テ今日
ニ至レリ茲ニ於テ政府ハ暫定處置トシ
テ十月十九日農林省令ヲ以テ輸出柑橘
取締規則ヲ改正シ日本柑橘北米輸出組
合ト保證責任大日本柑橘販賣組合聯合
會トノ二團體ニ検査權ヲ與ヘ更ニ兩團
體ニ對シ本年度輸出數量ハ各四十萬箱

右及質問候也

〔別紙〕

衆議院議員田村實君提出日本柑橘北米
輸出組合ニ關スル質問書ニ對スル答辯書
一 一本邦柑橘ノ北米輸出問題ニ關シテハ
之ガ改善案ヲ得ムガ爲政府ハ昭和九年
五月柑橘北米輸出改善委員會ヲ設置シ
審議ヲ重ねタルモ輸出業者側及生產業
者側トノ間ノ意見一致セザル爲成案
ヲ得ルニ至ラズ昭和九年十月十九日
農林省令輸出柑橘取締規則ヲ制定シ曰
本柑橘北米輸出同業組合ト保證責任大
日本柑橘販賣組合聯合會ニ對シ輸出檢
查施行方ヲ認可スルト共ニ昭和九年度
ニ於ケル日本柑橘北米輸出組合及ヒ大
日本柑橘販賣組合聯合會ノ輸出數量ヲ
各四十萬箱ト定メ右ヲ超エテ輸出セン
トスルトキハ商工大臣又ハ農林大臣ノ
承認ヲ受ケシムルコトトナリタリト雖
單ナル省令ヲ以テシテハ取締ノ徹底ヲ
期スルコト能ハサルナリ仍テ之ニ代ル
ヘキ法律ヲ制定セラレ昭和九年度ノ實
績ニ鑑ミ輸出貿易ノ統制振興ヲ期スル
ハ最緊切ナリト信ス之ニ對スル政府ノ
方針如何

二 前記ノ如キ所謂脱法的輸出アリタリ
トシ右ガ日本柑橘北米輸出組合ノ行爲
ナルコト明瞭トナリタル場合ニ於テハ

組合ニ對シ相當ノ處置ヲ講ズル意図ナリ

三 商工、農林兩省ニ於テハ前記ノ事實

ニ鑑ミ昭和九年十一月二十七日附省令

ヲ以テ柑橘輸出許可規則ヲ制定シ満洲

國及關東州ニ輸出スルモノヲ除キ柑橘

ノ輸出ニ際シテハ總テ商工大臣及農林

大臣ノ許可ヲ受クルヲ要スルコトトシ

タルトコロ其ノ後ハ脫法的輸出ノ事實

ヲ見ズ而シテ右省令ニ付テハ目下ノ處

更ニ適當ナル改正ヲ加フルコト等ニ依

リ其ノ所期ノ目的ヲ達シ得ルモノト思

料ス尙別ニ法律ヲ制定スルノ必要アリ

ヤ否ヤニ付テハ慎重調査研究中ナリ

右及答辯候也

昭和十年二月十九日

商工大臣

町田

忠治

農林大臣

山崎

達之輔

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲

茲ニ掲載ス)

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

辯護士法中改正法律案

公證人法中改正法律案

執達吏手數料規則中改正法律案

司法代書人法中改正法律案

(以上二月十六日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

私生子ノ名稱ニ關スル法律案

提出者

一松 定吉君

藤田 若水君

坂東幸太郎君

牧山 耕藏君

中山 福藏君

内藤 正剛君

建築士法案

提出者

手代木隆吉君

多田 滿長君

野村 嘉六君

服部 岩吉君

仙波 久良君

増田 義一君

清水 銀藏君

星島 二郎君

岡田 忠彦君

熊谷 直太君

松山常次郎君

盲人保護法案

（以上二月十八日提出）

提出者

産師法案

提出者

山道 裏一君

風見 章君

岸 衛君

鐵道運賃低減ニ關スル建議案

提出者

關ケ原木ノ本間鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者

保良淺之助君

關ケ原木ノ本間鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者

佐竹直太郎君

服部 岩吉君

仙波 久良君

（以上二月十九日提出）

提出者

佐竹直太郎君

長崎市ニ高等水產學校設置ニ關スル建議案

提出者

佐竹直太郎君

（以上二月十九日提出）

提出者

佐竹直太郎君

度量衡法中改正法律案

提出者

佐竹直太郎君

（以上二月十九日提出）

提出者

佐竹直太郎君

（以上二月十九日提出）

提出者

佐竹直太郎君

（以上二月十九日提出）

大津今津間及今津敦賀間府縣道國道編入
ニ關スル建議案

提出者

石坂 豊一君

委員長

青木 売賀君

理事

中野種一郎君

度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出）

水久保甚作君

外四件委員

福井 勝三君

委員長

高橋 泰雄君

理事

眞鍋 儀十君

外四件委員

（以上二月十八日提出）

尾崎 天鳳君

度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出）

中野種一郎君

外二件委員

星島 二郎君

度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出）

金城 紀光君

外二件委員

土屋清三郎君

度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出）

川橋豐治郎君

度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出）

松永 東君

度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出）

江藤源九郎君

度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出）

作田高太郎君

度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出）

沼田嘉一郎君

度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出）

仁田大八郎君

度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出）

山下 谷次君

度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出）

眞鍋 儀十君

度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出）

岸 衛君

度量衡法中改正法律案（東武君外三名提出）

（以上二月十六日提出）

（以上二月十六日提出）

（以上二月十六日提出）

（以上二月十六日提出）

（以上二月十六日提出）

（以上二月十六日提出）

（以上二月十六日提出）

（以上二月十六日提出）

衛生組合法案（田中祐四郎君外二名提出）

外四件委員

衛生組合法案（田中祐四郎君外二名提出）

外四件委員

衛生組合法案（田中祐四郎君外二名提出）

○議長（濱田國松君） 御異議ナシト認メマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（濱田國松君） 御異議ナシト認メマセヌカ

是

ヨリ質問ニ入ルノデアリマスガ、質問ニ入ルニ先ダテ一言致シマス、質問ノ時間制限ニ付キテハ、去ル第六十五議會ニ於キマシテ、諸君御承知ノ如ク、今後質問ノ演説時間ヲ二十分間以内トスルコト、但シ議長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルモノニ限り、三十迄之ヲ許容スルコトヲ院議ヲ以テ決セラレテ居リマス、固ヨリ諸君ノ御承知ノコトデアリマセウガ、本日ヘ今期議會ニ於ケル最初ノ質問日デアリマスカラ、念ノ爲メ茲ニ一言申上げテ置キマス——本日ノ日程ニ掲ゲマシタ質問第一、第四及第五ハ、何レモ政府ヨリ答辯書ヲ受領致シマシタ、仍テ日程ヨリ之ヲ省キマス——質問第一、足尾銅山鑛毒ニ關スル質問ヲ許可致シマス——提出者栗原彦三郎君

出ササルニ至リシモ當時國家ノ一大騒動タリシハ今尙記憶ニ新ナル所ナルカ足尾銅山鑛業者ハ近來政府ノ鑛毒豫防命令ヲ遵守セス同鑛山各所ノ豫防施設破壊セルモノ修繕ヲ爲サス劇毒物ノ流下ヲ放任スル爲本年初秋以來鑛毒甚シク流下シ下流住民ニ多大ノ損害ヲ與ヘ人心ヲ極端ニ不安ナラシメツツアリ今其ノ被害ノ實況ヲ概観スルニ渡良瀬川ノ下流ニハ桐生市、足利市、佐野町、燕岡町、小俣町、葉鹿町、廣澤村、山前村、三重村、山邊村、毛野村、吾妻村、旗川村、渡瀬村、界村、海老瀬村、西谷田村、三鴨村、赤麻村等ノ機業地アリ其ノ製產額年々一億圓ニ近ク其ノ營業収益稅、所得稅等ノ納稅額モ實ニ數百萬圓ニ上リツツアルカ之等ノ機業地ハ大概渡良瀬川ニ於テ其ノ製品ヲ洗洒セルニ近來足尾銅山ノ劇毒物流下著シク爲ニ製品ノ變色甚シキヲ以テ之等機業家ハ非常ニ困難シツツアリ又渡良瀬川ノ下流及同川ノ流入スル赤麻沼竝舊谷中村瀦水池ニハ鮒其ノ他ノ雜魚及「ガラ」海老、鱸海老ト稱スルモノ多量ニ繁殖シ沿岸ノ住民ハ冬季之ヲ漁獲シ朽木群馬埼玉茨城地方農民唯一ノ榮養副食トシテ極メテ廉價ニ之ヲ販賣シ來レルカ今秋鑛毒流下激増以來同川竝赤麻沼中瀦水池等ノ魚族、海老類及水蟲迄悉ク死滅シ爲ニ漁獲皆無トナリ沿岸住民ハ冬季ノ生計ヲ奪ハレシノミナラス附近農民ハ此ノ唯一ノ榮養食ヲ得ル能ハサルニ至リ若シ夫レ現在ノ狀態其ノ晦明年ノ灌溉期ニ及フアラハ實ニ朽木群馬兩縣下一萬二千町歩ノ田畠ハ再ヒ毒沙漠ト化スルノ虞アリ之力爲ニ人心兢々トシテ其ノ業ニ

○栗原彦三郎君 私ハ足尾銅山鑿毒問題ニ付テ質問ヲ致スノデアリマスガ、此質問ノ提出者ハ私一人デアリマセヌ、中島知久平君、飯塚春太郎君、上野基三君及私ノ四名デアリマシテ、此四名ハ何レモ鑿毒被害地方カラ選出セラレテ居る者デアリマシテ、即チ此質問ハ鑿毒被害地方五十七万有餘ノ被害民ヲ代表シテ政府ニ御懇スル質問ニアリト御諒承フ御願ヒ申シタイノデアリマス、ソレカラオ前八年々足尾銅山ニ關スル質問書ヲ提出スルデハナイカ、年々質問スルデハナイカト云フ御小言ヲ屢々聽クノデアリマスガ、之ニ付テ一言申上ゲテ質問ニ入りタイト思フノデアリマス、栃木縣、群馬縣地方ニ於ケル、所謂鑿毒被害地方ニハ、殆ド法律ガアツテ無イヤウナモノデアリマシテ、司法權モ場合ニ依ッテハ發動サレズ、場合ニ依ッテハ一切ノ政府ノ行政機關モ發動サレズ、被害民ハ全ク金權者ノ爲ニ、非常ニ打ッタリ叩カレタリシテ居ルト云フヤウナ狀態デアリマシテ、一年デモ此質問ヲ止メルヤウナコトガアリ、又私共ガ足尾銅山ヲ監督スルニ付テ、只ノ一時間デモ眼ヲ緩メマスト、直チニ非常ナ鑿毒ガ流レテ來ルヤウナスルト云フコト其事ガ、中々容易ナ事デハアリマセヌ、栃木縣ニモ群馬縣ニモ鑿毒問題ニ奔走スル者、竝ニ田中正造ニ關係アル者ニ對シテハ、有ユル迫害ヲ加ヘル團體ガ

出来テ居リマシテ、告訴人係ト言ッテ、碌ニ惡イ事モシナイノニ、何デモ彼デモ、此鑽毒問題ニ奔走スル者ヲバ告訴スル、ソレカラ又惡宣傳ノ係ガアツテ、無暗ニ惡宣傳ヲスルト云フヤウナコトデアツテ、所謂鑽毒被害地方ニ於ケル良民ト云フモノハ、此鑽毒業主ノ爲ニ踏ンダリ、蹴ツタリノ酷目ニ遭ハサレテ居ル中カラ、漸クノコトデ此處ニ來テ皆様ニ願頤ヲスルノデアリマスカラ、其御積リデ同情ヲ以テ御聽キ下サランコトヲ御願申上ダタインデアリマス(拍手)

然ラバ鑽毒問題ト云フノハ一體ドウ云フ問題デアルカト申シマスト、鑽毒問題ハ明治二十四年頃カラ起ツテ居リマシタガ、極端ニ鑽毒ノ甚シク流レテ參リマシタノハ、明治二十九年九月ノ大水害ノ時デアリマシテ、栃木縣ガ一万一千町歩、群馬縣ガ一万三千町歩、埼玉縣ガ四千町歩、是ダケノ田畠ガ、全ク不毛ノ土地トナツノデアリマシテ、此問題ヲ解決シテ貰ハウト云フノデ、東京へ哀訴歎願ニ出テ來ヨウト致シマシタ所ノ鑽毒被害民ヲ捕ヘテ、兇徒囃集ナリト稱シマシテ、數千人ノ刑事被告人ヲ出シタ、明治聖代ニ於ケル重大ナル社會問題デアツタノデアリマス、其後明治三十年五月二十七日、政府ハ足尾銅山ニ對スル豫防命令ト云フモノヲ發シマシテ、或ハ沈澱池ヲ造ラセ、或ハ毒泥渣ノ堆積場ヲ造ラセマシテ、之ニ依ツテ鑽毒ガ下ニ流レ出サナイ所ノ設備ヲ致セタノデアリマス、是ガ時ニ厲行セラレマシタ時ニハ、全ク無害ノ状態ニナツタノデアリマスルガ、時ニ厲行セラレナイ時ニハ、流民ニ非常ナ損害ヲ與ヘテ居ツタノデアリマス、而シテ其後ニ於ケル經過ヲ見マスル

ト、政黨内閣ノ時代ニハ、何時デモ相當時、監督ガ行届イテ、毒ガ流レテ來ナイガ、官僚内閣ガ出來テ、官僚ガ商工大臣ニナルト、ガ商工大臣ニナツタンダカラ、豫防命令ナドハ遵守シナクトモ宜インダト云フ、此結果ガ昨年ノ十月、非常ナ鑛毒ヲ流出シテ來タト云フコトニ相成ツタノデゴザイマス、是ハ明ニ此官僚ト云フモノ、腐敗シテ居ルコト、竝ニ政黨内閣デアレバ、政黨出身ノ大臣ト云フモノハ、兔ニ角社會カラ相當ニ非難攻撃サレルコトヲ恐レ、或ハ又同ジ黨派ノ中カラ、サウ云フ事ヲシテハナラヌト云フヤウナコトヲ言ハレル刺戦ヲ有ッテ居ルカラ、容易ニ惡イ方ヘ加擔シナイノダト云フコトガ——此鑛毒事件ニ依ツテ、政黨出身ノ大臣ト官僚出身ノ大臣ト云フモノノ遺方ガ、私ハハッキリ分ルト思フノデアリマス、而シテ一昨年中島氏ガ商工大臣ニナラレテカラ以來ト云フモノハ、此足尾銅山ニ對スル、所謂明治三十年五月二十七日ニ發令サレタ鑛毒豫防命令ガ、實際ニ於テ行ハレナイデ、十七箇所ニ積シデアル所ノ毒泥渣、即チ銅ヲデカシタ時ニ出來タカラミ「アルトカ、其他ノ廢礦ト云フモノガ三百五十万立方坪程、十七箇所ニ積シテ行ク、此箱桶ガ全然壊レテ居ツテモ、之ヲ修繕シヨウトシナインデアリマス、今行ツテ見マシテモ、松木村ト云フ村ヲ買收致シマシテ、其村ヲ毒泥渣ノ積場所ニシテシマッタノデアリマス、今ハ人家ガ一軒モナイ、毒泥渣ノ

松木堆積場カラ本山ノ沈澱池ニ毒水ヲ送ッテ
居る桶ハ、三尺角バカリノ箱桶デアリマス
ルガ、今ヤ全然——是ガ昨年ノ夏ノ水害デ
流レテシマッタケレドモ、之ヲモ修繕シヨ
ウトシテ居ラナイノデアリマス、更ニ小瀧
ノ堆積場カラ流レ出ス所ノ水ノ箱桶、之ヲ
モ出カシテ居ナイ、モウ昨年ノ十一月頃マ
デハ、足尾銅山ト云フモノハ、全然此鑽毒
豫防命令ヲ遵守セズシテ、全ク鑽毒ノ流シ
放題ニシテ居タノデアリマス、其結果ト致
シマシテ昨年ノ大被害ガアツタノデアリマ
ス

タ時ニ晒シマシタノハ、斯ウ云フ汚イモノニ
ナツテシマヒマシテ、全ク役ニ立タナイノデ
アリマス、此損害バカリデモ少クナイノミ
ナラズ、爾來渡良瀬川ノ石ニヘ鑽毒ガ附イテ
居リマシテ、今日デモ非常ナ金ヲ掛ケテ、
アノ石ヲ一ツ一洗ヒ流シテシマハナケレ
バ、晒シタ織物ヲ干スコトガ出來ナイノデ
アリマス、此損害亦實ニ容易ナラザルモ
ノデアツテ、一つノ産業ト云フモノハ、僅カ
ナ便宜ガアレバ、此便宜ヲ根據トシテ發達
スルモノデゴザイマス、然ルニ柄木縣、群
馬縣ニ於ケル日本ノ織物地ト稱サレテ居
ル此地方ガ、渡良瀬川ノ利用ト云フモノ
ヲ全然零ニシテシマハレルト云フコトハ、
是ハ一大損害デナクテ何デアリマセウ、諸
君、更ニ又「重大ナ問題ナノニ商工大臣ガ
居ラヌゾ」ト呼フ者アリ)商工大臣ハ來ラレ
ナイサウデアリマスガ、私ハ商工大臣
トカ、サウ言ッタ人ヨリモ鑽山局長トカ何ト
カ云フ、本當ニ局ニ當ル者ヲ引張り出シ
テ、其人達ト本當ニ話合ツテ見タイノデス、
大臣ナンテ何モ知ラナイ大臣ハ、寧ロ私ハ
歎遠シタイト思ヅテ居ル(「ヒヤ」)拍手、
「栗原君、引張り出シタカ」ト呼フ者アリ)
來テ居ルサウデス、ソレカラ此渡良瀬川及
根川ノ一部ニハ、丁度今寒イ時ニ澤山ノ雜
魚デアルトカ、糠海老デアルトカ、或ハ「ガ
ラ」海老デアルトカ云フヤウナモノハ、柄木
縣、群馬縣、茨城縣、埼玉縣ニ於ケル下層
農民ノ唯一ノ營養用品デアルノデアリマス
ガ、是等モ死ンデ絶對ニ獲レナクナツテシ

マツタノデアリマス、其損害モ相當大キイモノデアルノデアリマス、更ニ此毒ノ流レテ來タノハ、灌漑期後ニアリマシタカラ宜カツタノデアリマスガ、是ガ灌漑期デアリマシタナラバ、一万二千町歩ノ田畠ト云フモノハ、全々不毛ノ毒沙漠トナラナケレバナラナカツタコトハ、火ヲ睹ルヨリモ明カデアリマス、私ハ後デ商工省ノ役人ニ御伺スル積リデアリマスガ、丁度此毒ノ流レテ參リマシタ最中ニ、栃木縣ノ小俣町ト云フ所ニ、輸出織物ノ検査所ヲ商工省デ出張シテ造ツテ居ツタノデス、其一町ト離レナイ所ガ渡良瀬川デ、ソレガ堤防ニ突當ツテ非常ニ深クナッテ、淵トナツテ居ル所デアリマスガ、此毒ガ流レテ來タ爲ニ、其淵ニ居タ魚ガ白クナル程死ンデシマツタノデアリマス、此死ンダノヲ商工省ノ出張シテ居ル役人モ食ヒ、大工モ食ヒ、手傳ニ來タ者モ食ヒマシタ所ガ、皆腹痛ヲ起シテ、五日モ十日モ寢タノデアリマス、此事實ヲ知ツテ居リナガラ、商工省ガ知ラヌ顏ラシテ居ルノハ、沟ニ不思議ダト言ハナケレバナラナイ〔其通リ〕ト呼フ者アリ〕商工省ノ役人ガ出張シテ死ンダ魚ヲ食ツテ、ソレデ腹下シラシテ、大變ナ病氣ヲシテ寢タラ、是ヘ鑿毒ノ爲ダ位ノコトハ分ラナクチヤナラナイガ、是ヘ御存ジガナカツタ云フコトデアルノデアリマシテ、其外アノ地方ニ參リマスル役人ハ、他ノ縣ニ居テハ沟ニ良イ役人ダ、地方ノ爲ニ馬縣ニ來テモ中々良イ働ハシナクナル、是ハ全クアノ地方ニハ一種ノ毒瓦斯ガアツテ、良イ役人ヲ悉ク惡クシテシマフ、又小學校ノ先生デモ、中學校ノ先生デモ、鑿毒ノコ

トヲ言へバ直チニ鹹首ニナルト云フノデ、生徒ガ川ノ魚ガ死ニマシタガ、何デ死ニマシタカト言ツテモ、是ガ斯ウ云フコトノ爲ニ死ンダノダト、本當ノコトヲ教ヘルト、先生ガ鹹首ニナルト云フノデ、出鱈目ナコトヲ生徒ニ教ヘルノデアリマス、是ガ日本ノ教育ニアリマセウカ、斯ウ云フ状態デ居ルノデアリマシテ、全ク皆サンガ非常ノ御同情ヲ下サラケレバ、此問題ハ容易ニ解決シナイモノデアルト私ハ考ヘルノデアリマス

ソコデ私ガ商工省ニ向ツテ第一ニ質問ヲ致シタインハ、何故鑛業ヲ停止シナカッタカト云フ點デアリマス、明治三十年五月二十七日ニ、政府ガ鑛業主古川市兵衛ニ對シ

テ命令ヲ致シマシタ、足尾銅山鑛毒豫防命令ノ第三十七項ニハ、明ニ此命令書ノ事項ニ違反スル時ニハ、直チニ鑛業ヲ停止スペ

シト書イテアルノデアリマス、足尾銅山ノ鑛業主ガ豫防命令ノ條項ヲ悉ク躊躇致シマシテ、公然渡良瀬川ニアノ毒水ヲ放流シ、

拘ラズ、而モ此明治三十年五月二十七日、政府ガ發令致シマシタ鑛毒豫防命令ハ、今日尙ホ嚴トシテ存シテ居ルニ拘ラズ、此豫防命令書ノ第三十七項ニ依ツテ、直チニ鑛業ヲ停止スペキデアッタニモ拘ラズ、何故此鑛

業ヲ停止シナカッタカト云フコトガ、私ノ御尋ノ第一項デアリマス

更ニ次ニ御尋申シマスノハ、將來トウ云フ取締ヲスル考デアルカト云フコトデアリマス、現ニ足尾銅山ニハ三百五十何万立方坪ト云フ非常ナ毒泥渣ガアリマス、此毒ハ物臭泥ト申シマシテ、群馬縣カラ出タ代議士ノ方ハ能ク御存ジノコトデアリマスガ、

役場ノ小使、學校ノ小使等ガ、始終草ヲ取ラサレルノガ厄介デアル所カラ、一三升持ツテ來テ底ニ振撒クト、草ガ一本モ生ヘナイ、更ニ各

草一本生ヘナイト云フ程ノ、猛烈ナ毒泥ノ三百五十何万五方坪ト云フモノガ、十七箇所ノ堆積場ニ積ンデアリマシテ、其眞下方

渡良瀬川デアリマス、山津浪ガ一遍出レバ、直チニ其毒ハ渡良瀬川ニ流レテ來ル、其毒ハ唯ノ土ヤ砂ヨリ比重ガ重イノデアリマス

カラ、川ノ底ニ是ガ沈積シテシマヒマスレバ、如何ニ立派ナ堤防ガ出來テ居リマシテモ、直チニ堤防ガ決潰致シマシテ、丁度明治三十九年ノ大被害ト同ジヤウニ、此二万四千町歩ト云フ立派ナ田畠ガ再び鑛毒ノ毒沙漢ト化シテシマフコトハ、火ヲ賭ルヨリ

モ明ナノデアリマス、是ガアノ地方ノ人民ガ戦々兢々トシテ其業ニ安ンゼザル所ノ理由デアルノデアリマス、明治三十九年ノ大

被害ニハ、私共ヲ初メ田中正造翁ガ眞先ニ立チマシテ、其毒泥ヲ五尺ノ地ノ下ニ埋メテ居ル人達ハ、直チニ其職ヲ失ハナケレバ

ナラナイデハアリマセヌカ、之ヲ思フトドウシテ私共ガ安閑トシテ居ラレマスカ、諸君、私ハ此點ニ付テ政府ノ明快ナル御答辯ヲ願ヒタイ

更ニ又此毒泥渣ノ堆積サレテ居ル三百五十何万立方坪ト云フモノハ、容易ニコトデハ

是ガ處理ハ出來ナイト思ヒマス、政府ハ型デ切ヅタヤウニ、年々ソレハ研究シテ居ル、

其處理ニ付テハ學術的研究ヲシテ居ルト云ト云フモノガアリマシテ、女達ハ毎日一圓

ナ立派ナ田畠トスルコトガ出來マシタガ、

ヤ八十錢ノ仕事ガ出來タカラ、之ニ依ツテアノ土地ヲドンシデン返シラシテ、今日ノヤウ

ナ立派ナ田畠トスルコトガ出來マシタガ、

ハ進ンデ此堆積毒泥渣ノ處理ニ付テ一ツノ

機工業ガ發達シテ、貨機ト云フモノガ全ク

アリマセヌ、若シ再ビアノ被害地方ガ毒沙

漠トナリマシタナラバ、諸君ドウシテ今度

堆積場ハ、明治三十年カラ今日ニ至ルマデ約四十年間一所ニ積ンテ置イテ、雨ガ降リ、雪ガ降リ、風ニ曝シテモ、今日尙ホベンノ

草一本生ヘナイト云フ程ノ、猛烈ナ毒泥ノ三百五十何万五方坪ト云フモノガ、十七箇所ノ堆積場ニ積ンデアリマシテ、其眞下方

渡良瀬川デアリマス、山津浪ガ一遍出レバ、直チニ其毒ハ渡良瀬川ニ流レテ來ル、其毒ハ唯ノ土ヤ砂ヨリ比重ガ重イノデアリマス

カラ、川ノ底ニ是ガ沈積シテシマヒマスレバ、如何ニ立派ナ堤防ガ出來テ居リマシテモ、直チニ堤防ガ決潰致シマシテ、丁度明

治三十九年ノ大被害ト同ジヤウニ、此二万四千町歩ト云フ立派ナ田畠ガ再び鑛毒ノ毒沙漢ト化シテシマフコトハ、火ヲ賭ルヨリ

モ明ナノデアリマス、是ガアノ地方ノ人民ガ戦々兢々トシテ其業ニ安ンゼザル所ノ理

由デアルノデアリマス、明治三十九年ノ大

被害ニハ、私共ヲ初メ田中正造翁ガ眞先ニ立チマシテ、其毒泥ヲ五尺ノ地ノ下ニ埋メテ居ル人達ハ、直チニ其職ヲ失ハナケレバ

ナラナイデハアリマセヌカ、之ヲ思フトドウシテ私共ガ安閑トシテ居ラレマスカ、諸君、私ハ此點ニ付テ政府ノ明快ナル御答辯ヲ願ヒタイ

更ニ又此毒泥渣ノ堆積サレテ居ル三百五十何万立方坪ト云フモノハ、容易ニコトデハ

是ガ處理ハ出來ナイト思ヒマス、政府ハ型

デ切ヅタヤウニ、年々ソレハ研究シテ居ル、

其處理ニ付テハ學術的研究ヲシテ居ルト云ト云フモノガアリマシテ、女達ハ毎日一圓

ナ立派ナ田畠トスルコトガ出來マシタガ、

ヤ八十錢ノ仕事ガ出來タカラ、之ニ依ツテア

ノ土地ヲドンシデン返シラシテ、今日ノヤウ

ナ立派ナ田畠トスルコトガ出來マシタガ、

ハ進ンデ此堆積毒泥渣ノ處理ニ付テ一ツノ

機工業ガ發達シテ、貨機ト云フモノガ全ク

アリマセヌ、若シ再ビアノ被害地方ガ毒沙

漠トナリマシタナラバ、諸君ドウシテ今度

役場ノ小使、學校ノ小使等ガ、始終草ヲ取ラサレルノガ厄介デアル所カラ、一三升持ツテ來テ底ニ振撒クト、草ガ一本モ生ヘナイ、更ニ各

教育ニアリマセウカ、斯ウ云フ状態デ居ルノデアリマシテ、全ク皆サンガ非常ノ御同情ヲ下サラケレバ、此問題ハ容易ニ解決シナイモノデアルト私ハ考ヘルノデアリマス

ソレカラ司法省ニ向ツテモ御尋ヲ致シタ

ノデアルガ、佐野、足利地方ノ織物業者ノ

小僧ガ、仕事ニ使ツタ「カルキ」ヤ何カノ餘

リヲ、其處ラノ溜リ水ノ所ニ持ツテ行ツテ毒

ヲ流シテ、五四ヤ三匹ノ雜魚ヲ捕ツテモ、直

呼フ者アリ)アト直グデアリマス

二デアリマス

第三點ハ、此渡良瀬川ノ利用ニ依ツテ發達致シマシタ桐生、足利、佐野、其他ニ於ケル織物地方ニ對シテ、渡良瀬川ガ利用出来ナクナツタ言ツタナラバ、ドウシテ之ヲ救濟シ、アノ工業地方、織物地方ヲ御救ヒニナルカト云フ點ヲ御伺シタノデアリ

マス、丁度昨年ノ此毒水ノ流レテ參リマシ

タ時ニハ、織物ハ非常ニ景氣ガ好カッタノ

デス、景氣ガ好カッタ爲ニ井戸ヲ急ニホジ

タルトカ、或ハ高イ水道ノ水ヲ利用シテ、

マス、丁度昨年ノ此毒水ノ流レテ參リマシ

タ時ニハ、織物ハ非常ニ景氣ガ好カッタノ

デス、景氣ガ好カッタ爲ニ井戸ヲ急ニホジ

タルトカ、或ハ高イ水

チニ警察ニ連レテ行ツテ、中々ヤカマシノイ
デアルガ、古河鑛業所ハ五十万人ノ人々ニ
對シテ是ダケノ、而モ大學ノ先生達ガ是ダ
ケ酷イ毒デアルト云フコトヲ證明スルモノ
ヲ流シ、更ニアノ地方ニ流產ノ多イト云フ
コトヘ、内務省ノ統計ノ上ニモ明カデアリ
マスガ、ソレヲ何故棄テ、御措キニナルノ
カ、斯ウ云フ毒ヲ流シテ居ルヤウナ奴ハ、
宜シク司法權ノ發動ガアルベキモノデアル
ト私ハ信ズルノデアリマス、日本ノ憲法治
下ニ於テ、憲法ノ保護ヲ受ケテ居ル吾々ガ、
毒ヲ流シ放題流サレテ、毒水ヲ飲マサレテ
モ、ソレニ對シテ何モ言フコトガ出來ズ、
司法官モ之ヲ黙ツテ居ルニ至ツテハ、驚入ツタ
話ト言ハナケレバナラナイ、司法大臣ハ耳
ガアリマスカ、アッタラ此點ニ付テ能ク耳ヲ
浚ツテ御聽キヲ願ヒタイノデアリマス

以上私ノ御尋シマシタ點ヘ、洵ニ時間ガ

ナイカラ簡單デハアリマスガ、五十万ノ被

害民ニ能ク分リマスヤウニ、御答辯下サイ

マスルコトヲ御願申上ゲマス(拍手)

(政府委員勝正憲君登壇)

○政府委員(勝正憲君) 只今栗原君ノ御質

問ニ御答ヲ申上ゲマス、足尾鑛山ノ鑛毒豫

防施設ニ關シマシテハ、政府ハ常ニ周到ナ

ル注意ヲ拂ツテ、嚴重ナル監督ヲ厲行シツ、

アリマシタガ、昨年ノ秋ノ十一、二月ノ交

ニ於キマシテ、除害設備ノ中ノ一部ニ機

能障害ヲ生ジマシテ、其爲ニ一時溷濁水ヲ

渡良瀬川ニ流出致シマシタル事實ニ對シマ

シテハ、政府ハ即時鑛山ニ命ジマシテ、選

礦取扱量ヲ減少セシメ、沈澱池ノ徹底的

浚渫、選礦用水ノ反覆使用等ノ方法ニ依リ

マシテ、溷濁水ノ流出防止ニ關スル應急處

置ヲ實行セシメマシテ、溷濁水ノ放流ヲ絶

續山監督局ハ、其事實ヲ知リマスルヤ、直
チニ局員ヲ現地ニ派遣致シマシテ、原因ヲ
調べテ、先づ選礦取扱量ノ減少、曩ニ申
シマシタ沈澱池ノ徹底的浚渫、選礦用水ノ
反覆使用ト云フヤウナ、溷濁水ノ流出防止
ニ關スル應急的處置ヲ實行致セマシテ、
其結果間モナク沈澱作用モ從前通り恢復
致シマシタガ、萬一ヲ慮リマシテ、尙ホ其
趣旨ノ通リニ操業ヲ繼續セシメテ今日ニ
至ツテ居ルノデアリマス、サウ云フヤウナ譯
デアリマスルカラ、操業ノ中止ヲ命ズルニ
モ及バズシテ目的ヲ達シタ次第デアリマ
ス、若シ以上ノ如キ應急設備デマダ水ガ清
澄ニナラナイト云フヤウナコトニナリマシ
タ場合ニ於キマシテハ、豫防命令ニ基キマ
シテ、適當ナル處置ヲ講ズル積リデアリマ
ス、ソレカラ將來ニ對シテ政府ハ如何ナル
處置ヲ執ル積リデアルカト云フ御尋デアリ
マスルガ、此堆積シタル所ノ礦滓ハ、是ノ
崩潰ヲ防グ爲ニ相當ナル堤防ノ設備ヲ致シ
マシテ、之ヲ滲透シテ流出ヅル所ノ水ニ對
シマシテハ、相當ノ清澄設備ヲアルト云フ
ヤウナコトデ今日マデヤツテ居ルノデアリ
マスルガ、若シ調査ノ結果尙ホ不十分ナリ
トスル點ガアリマシタナラバ、相當ナル設
備ヲスルコトニ考慮シテ見タイト思ツテ居
ルノデアリマス、ソレカラ溷濁水ガ渡良瀬

川ニ流出タ爲ニ、川ノ水ガ濁リマシテ、其
爲ニ織物ノ精練ニ故障ヲ起シ、爲ニ織物
業者ハ一時水道水ヲ使ツタト云フ事實
ヲ考究致シマシテ、今後ハ一層取締ヲ嚴重
ニシ、萬遺憾ナキヲ期スル積リデアリマス、
栗原君ノ御尋ノ中ニ、何故ニ政府ハ直チニ
鑛業停止ト云フコトヲ致サナカツカト云
フコトデアリマスガ、實ハ昨年ノ秋、溷濁水
ヲ放流セシメタコトニ對シマシテハ、東京
鑛山監督局ハ、其事實ヲ知リマスルヤ、直
チニ局員ヲ現地ニ派遣致シマシテ、原因ヲ
調べテ、先づ選礦取扱量ノ減少、曩ニ申
シマシタ沈澱池ノ徹底的浚渫、選礦用水ノ
反覆使用ト云フヤウナ、溷濁水ノ流出防止
ニ關スル應急的處置ヲ實行致セマシテ、
又此根本的ノ除害設備ヲスル爲ニ、調査會
ヲ設ケル意思ガアルカト云フ御尋デアリマ
スルガ、是ハ栗原君モ御承知ノ通り、研究
所ニ於キマシテ、學術的研究ハ相當ニ致シ
テ居リマス、栗原君ハ御否認ニナリマシタ
ケレドモ、ソレハ事實ヤツテ居ルノデアリマ
ス、併シ更ニ調査會ヲ作ツテ此對策ヲ講ズル
ト云フヤウナコトニ付キマシテハ、今日ハ
考ヘテ居リマセヌ次第デアリマス(拍手)

(國務大臣小原直君登壇)

○國務大臣(小原直君) 栗原君ノ御質問ニ
御答ヲ致シマス、足尾鑛山カラ渡良瀬川等ニ
流下致シマス鑛毒ノ關係ニ付テ、犯罪ノ處置
上如何ニスベキカト云フ事ニ付キマシテハ、司
法省ニ於テ篤ト考慮致ス考デアリマス(拍手)

(政府委員男爵大森佳一君登壇)

○政府委員(男爵大森佳一君) 栗原君ノ鑛
毒ニ關シマスル御質問中ノ、同地方ノ衛生
問題ニ關シマシテ御尋ガアリマシタコトニ
付キマシテ御答ヲ申上ゲマス、鑛毒ノ問題
ハ、久シキ以前ヨリ起ツテ居リマスコトハ事
實デアリマシテ、内務省ト致シマシテモ、
シテ、特別ニ注意ハ拂ツテ居ルノデゴザイマ
ス、種々ソレカラ派生スル問題ガアリマス
ルガ、今日ノ所ニ於キマシテハ、格別非常

マセヌガ、只今五十餘万人ノ人々ガ腹痛ヲ
起シ、中毒ヲシタト云フヤウナ事實ニ關シ
マシテハ、初メテ承ルノデゴザイマスルガ、
能ク取調べマシテ、尙ホ注意致スベキ所ガ
アレバ、十分之ヲ致サウト思ツテ居リマス、
尙又河川砂防ノ問題デゴザイマシタカ、或
ハ改修ノ問題デゴザイマスルカ、是モ内務
省ト致シマシテハ、相當ノ腹案ヲ有ツテ居ル
ノデアリマスルガ、此問題ハ相當財政ノ關
係モゴザイマスルシ、尙又鑛毒——毒其モノ
ニ關スル直接シタ事案デゴザイマセヌガ爲
ニ、相當ノ程度ニ必要ハ認メテ居リマスル
ガ、今日實ハ希望スル通リニ實現シテ居ラ
ス、併シ更ニ調査會ヲ作ツテ此對策ヲ講ズル
ニ、相當ノ程度ニ必要ハ認メテ居リマスル
ガ、今日實ハ希望スル通リニ實現シテ居ラ
スヤウナ次第デゴザイマス、併ナガラ緊急
ナル必要アル問題デモゴザイマスルカラ、
今後ハ成ベク早い時期ニ於キマシテ、相當
ノ出來ルダケノ處置ヲ致シタイト考ヘテ居
リマス、ソレダケ御答辯ヲ申上ゲテ置キマス
ガ、度聽キマスガ、今日ハ是デ止メテ置キマス
○栗原彦三郎君 後ニ適當ナ機會ニモウ
一讀會ヲ開キマス——大藏政務次官矢吹省
三君

三君

第一 不動産融資及損失補償法中改正
法律案(政府提出)

第一 不動産融資及損失補償法中改正法律案
不動産融資及損失補償法中左ノ通改正ス
第二條中「三年」ヲ「六年」ニ改ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員男爵矢吹省三君登壇)

○政府委員(男爵矢吹省三君) 只今議題ト
ナリマシタ不動産融資及損失補償法中改正
法律案ニ付テ説明致シマス、不動産融資及

損失補償法ハ昭和七年十月之ヲ実施シテ以
來、銀行ノ信用ヲ確保シ、金融界ノ安定ニ

資スル上ニ於テ、多大ノ效果ヲ收メテ參ッタ
ノデアリマスガ、同法ニ依ル不動産資金ノ

融通期間ハ、本年九月末ヲ以テ終了スルコ
トニナシテ居リマス、然ル所最近ニ於ケル銀
行ノ不動産固定資産ノ状況ヲ見マス
ルニ、是ガ整理ハ必シモ既ニ十分ナル進

捲ヲ見タトヘ申サレナイノデアリマス、
而モ經濟界ハ未だ全般的ノ回復ヲ見ルニ
至ラテ居リマセズ、不動産ノ價格モ亦僅ニ
低落ノ歩ヲ止メタルニ過ギヌ状態ナルニ加
ヘマシテ、昨年中ハ殆ド全國ニ亘ツテ各種ノ
災害ガ相踵イデ起リ、是ガ爲ニ銀行ニ於ケ
ル不動産固定資産ノ整理ハ、一層其進捲ヲ
阻害セラル、ニ至ラテ状況ニアリマス、隨テ
金融疏通ノ情勢ヲ確保スルガ爲ニヘ、今後
モ引續キ右固定資産ノ資金化ヲ助成スルノ
必要ガアルノデアリマスガ、是ガ爲ニ本法
ニ依ル不動産金融通期間ヲ、本年十月以
降三年間延長スルコトヲ適當ト認メマシテ、
本案ヲ提出シタ次第ニアリマス、御審議ノ
上御協賛アランコトヲ御願申上ゲマス

○議長(濱田國松君) 本案ノ審査ヲ付託セ
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御詔リヲ致シマス

○青木雷三郎君 本案ハ政府提出、政府貸
付金處理ニ關スル法律案委員ニ併セ付託セ
ラレントコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第

二、産業組合中央金庫特別融通及損失補償
法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス――

山崎農林大臣

セラレンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三

乃至第七ハ關聯セル議案ナルニ依リ、一括
議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程第三、辯護士法中改正法律案、
中左ノ通改正ス

第二條中「三年」ヲ「六年」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣山崎達之輔君登壇〕

○國務大臣(山崎達之輔君) 産業組合中央
金庫特別融通及損失補償法ハ、施行以來相
當ノ成績ヲ擧ゲテ居ルノデザイマスルガ、
御承知ノ通り其融通ノ期間ハ本年九月末ヲ
以テ終了スルコト、相成シテ居ルノデアリ
マス、然ルニ産業組合ノ現状ニ鑑ミマスレ
バ、尙ホ本制度ヲ繼續致シマシテ、組合金
融ノ疏通ニ資スルコトガ必要デアルト考ヘ
ルノデアリマス、仍テ組合金融ノ現況、整
理期間等ヲ考慮致シマシテ、特別融通期間
ヲ尙ホ三箇年延長スルコト、致シタイノデ
アリマス、何卒御審議ノ上御協賛アランコ
トヲ願ヒマス

○議長(濱田國松君) 本案ノ審査ヲ付託セ
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御詔リヲ致シマス

○青木雷三郎君 本案ハ政府提出、政府貸
付金處理ニ關スル法律案委員ニ併セ付託セ
ラレントコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 本案ノ審査ヲ付託ス
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御詔リヲ致シマス

○青木雷三郎君 本案ハ政府提出、政府貸
付金處理ニ關スル法律案ノ委員ニ併セ付託

付金處理ニ關スル法律案ノ委員ニ併セ付託

付金處理ニ關スル法律案ノ委員ニ併セ付託

付金處理ニ關スル法律案ノ委員ニ併セ付託

付金處理ニ關スル法律案ノ委員ニ併セ付託

付金處理ニ關スル法律案ノ委員ニ併セ付託

同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項但書ノ場合ニ於テハ刑事地方裁判

判所所屬ノ辯護士ハ當然民事地方裁判
所ノ所屬トス

辯護士會ハ地方裁判所ノ管轄區域毎ニ
之ヲ設立ス可シ但シ辯護士ノ數寡少ニ
シテ辯護士會ヲ組織スルニ適セサルト
キハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ地方裁
判所所屬辯護士ト合同シテ辯護士會ヲ
設立スルコトヲ得

第十條第一項ヲ左ノ如ク改ム

辯護士會ハ地方裁判所ノ管轄區域毎ニ
之ヲ設立ス可シ但シ辯護士ノ數寡少ニ
シテ辯護士會ヲ組織スルニ適セサルト
キハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ地方裁
判所所屬辯護士ト合同シテ辯護士會ヲ
設立スルコトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

公證人法中改正法律案

第十條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ管轄區域ヲ同シクスル民事地方裁
判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テ
ハ民事地方裁判所ノ所屬トス

第四十五條第一項、第六十四條第二項、
第六十七條第二項及第七十四條第二項中
「地方裁判所長」ヲ「所屬地方裁判所長」ニ
改ム

第四十五條第一項、第六十四條第二項、
第六十七條第二項及第七十四條第二項中
「地方裁判所長」ヲ「所屬地方裁判所長」ニ
改ム

第五條ノ三 第五條及前條第一項ニ定メ
タル地方裁判所長ノ權限ハ管轄區域ヲ
同シクスル民事地方裁判所及刑事地方

裁判所アル場合ニ於テハ控訴院長又ハ
其指定シタル民事地方裁判所長若クハ
刑事地方裁判所長之ヲ行フ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

執達吏手數料規則中改正法律案
執達吏手數料規則中左ノ通改正ス
第十八條第三項ニ左ノ但書ヲ加フ
但管轄區域ヲ同シクスル民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テハ

控訴院長之ヲ定メ又ハ其指定シタル民事地方裁判所長控訴院長ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

司法代書人法中改正法律案

司法代書人法中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ但書ヲ如フ

但管轄區域ヲ同シクスル民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テハ

判所シ管轄区域ヲ同シクスル民事地方裁判所ノ所屬トス

ハ民事地方裁判所ノ所屬トス

第三條、第五條、第六條及第十一條中

〔地方裁判所長〕ヲ「所屬地方裁判所長」

ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣小原直君登壇〕

○國務大臣(小原直君) 只今上程ニナリマ

シタ辯護士法中改正法律案外四件ノ提案理

由ニ付テ御説明申上ゲタイト存ジマス、本

案ハ何レモ曩ニ本院ニ上程ニ相成リマシタ

裁判所構成法中改正法律案ニ伴フモノニア

リマシテ、同改正法律案ニ於キマシテ、地

方裁判所ヲ民事地方裁判所ト刑事地方裁判

所トニ分離スル途ヲ開キマシタ結果、辯護

士法外四件ノ法律ニ付テ、ソレモノ其規定

ヲ改正整理スル必要ヲ生ジタ爲メアリマ

ス、即チ地方裁判所ガ民事及刑事ノ各獨立

ノ地方裁判所ニ分離セラマシタ場合ニ於

ケル辯護士、公證人及司法代書人ノ監督上

ノ所屬ヲ明ニシ、又執達吏ニ付キマシテ

モ、之ニ類スル事項ヲ改メル爲ニ、本案ヲ構成法中改正法律案ニ關聯スル整理的ノ趣旨ノ改正案デアリマス、何卒義ニ裁判所構

成法ノ改正案ニ付テ、本議場ニ申述べマシ

タクト同一ノ意味ニ於キマシテ、速ニ御協

賛アランコトヲ切望スル次第デアリマス

ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リヲ致シマス

○青木雷三郎君 日程第三乃至第六ノ四案

ハ、一括シテ議長指名十八名ノ委員ニ付託シ、日程第七ハ、藤田若水君外四名提出、

借地借家調停法中改正法律案外六件ノ委員ニ併セ付託セラレントヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 各案ノ審査ヲ付託ス

ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リヲ致シマス

○青木雷三郎君 日程第三乃至第六ノ四案

ハ、一括シテ議長指名十八名ノ委員ニ付託

シ、日程第七ハ、藤田若水君外四名提出、

借地借家調停法中改正法律案外六件ノ委員ニ併セ付託セラレントヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(濱田國松君) ト呼フ者アリ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第八

乃至第十八同種ノ議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

○議長(濱田國松君) ト呼フ者アリ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第八、盲人保護法案、日程第九、盲人保護法案、日程第十、盲人保護法

ス、仍テ日程第八、盲人保護法案、日程第八、順次提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス――

日程第八、提出者野田文一郎君

第八 盲人保護法案 (風見章君外一名 提出)

第一條 本法ニ於テ盲人ト稱スルハ眼前

第一條 挑戦ノ距離ニ在リテ指數ヲ辨シ

得サル者ヲ謂フ

視覺機能障礙ニ依リ他ノ生業ニ從事ス

ルコト能ハサル者ハ之ヲ準盲人トス

第一條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 挑戦ノ距離ニ在リテ指數ヲ辨シ

得サル者ハ之ヲ准盲人トス

第一條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

盲人保護法案
盲人保護法

第一條 本法ニ於テ盲人ト稱スルハ眼前

第二條 按摩術營業ハ盲人又ハ準盲人ニシテ免許ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一條 本法ニ於テ盲人ト稱スルハ眼前

トハ省略致シマス、何卒宜シク御願致シマス

○議長(濱田國松君) 別ニ質疑ノ通告ハアリマセヌ

○青木雷三郎君 日程第八乃至第十ノ三案

ハ一括シテ、田中祐四郎君外二名提出、衛生組合法案外四件ノ委員ニ併セ付託セラ

レンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認スマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第十

一、競争入札ノ取締等ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨説明ヲ許シマス——提出者福田關次郎君——御不在デスカ

〔後廻シニ願ヒマス「ト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 提出者不在ニ付キ後廻シト致シマス、日程第十二及第十三ハ、同種議案ナルニ依リ一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認スマス、仍テ日程第十二、大正九年法律第五十

六號中改正法律案、日程第十三、大正九年法律第五十六號中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、順次提出者ノ趣旨説明ヲ許シマス——日程第十二、提出者松尾孝之君

〔松尾孝之君登壇〕
第十二 大正九年法律第五十六號中改
正法律案(北海道拓殖鐵道補助ニ關
スル件)(東武君外五名提出)

第十三 大正九年法律第五十六號中 改正法律案(北海道拓殖鐵道補助ニ 關スル件)(山本厚三君外四名提出)

第一讀會

大正九年法律第五十六號中改正法律案
同法ニ左ノ一項ヲ加フ

間ノ外更ニ五年ヲ限リ勅令ノ定ムル所ニ
依リ北海道拓殖費ヨリ補助ヲ爲スコトヲ
得

附 則

本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行ノ際營業開始ノ日ヨリ十五年ヲ
経過シタルモノニ付テハ營業開始ノ日ヨ
リ二十年ニ達スル迄本法施行ノ日ヨリ改
正規定ニ依リ更ニ補助ヲ爲スコトヲ得

大正九年法律第五十六號中改正法律案
大正九年法律第五十六號中左ノ通改正ス
同法ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ前項ノ期
間ノ外更ニ五年ヲ限リ勅令ノ定ムル所ニ
依リ北海道拓殖費ヨリ補助ヲ爲スコトヲ
得

附 則

本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行ノ際營業開始ノ日ヨリ十五年ヲ
経過シタルモノニ付テハ營業開始ノ日ヨ
リ二十年ニ達スル迄本法施行ノ日ヨリ改
正規定ニ依リ更ニ補助ヲ爲スコトヲ得
〔松尾孝之君登壇〕
○松尾孝之君 只今上程ニナリマシタ大正
九年法律第五十六號、北海道拓殖鐵道補助
スル件(東武君外五名提出)

ス、本案ノ要旨ハ、現行法ニケル補助年

限十五年ヲ二十年ニ延長セントスルノアリマス、其理由ハ、現在北海道ニハ私設鐵

道及軌道會社ガ二十七社アリマシテ、其中

ス、何レモ開業後相當ノ年數ヲ經テ居リマ

スガ、收支辛ウジテ償フモノハ二三ニ過ぎ

ナイノデ、他ノ二十社ハ悉ク著シキ缺損ヲ

シテ居ル實情アリマス、其缺損ノ割合ハ

一分以上ガ四社、二分以上モ四社、三分以

上ガ二社、四分以上二社、五分以上一社、

六分以上ニ社ト云フヤウナ慘狀デ、是等ノ

缺損ハ補助アルガ故ニ辛ウジテ償ヒ得ルモ

ノデアリマスガ、借入金ノ利子ノ支拂ニ不

足ヲ生ズルモノモ稀デナイノアリマス、

隨テ補助ヲ受ケナガラモ無配當、又ハ無配

ニ等シイヤウナ少額ノ配當ヲシテ居ルモノ

モ多數アルノデアリマス、斯様ナ譯デスカ

ラ、補助年限ガ切レタナラバ維持經營至難

ノ爲ニ、破産者若クハ廢業ノ已ムナキノ結果ニ至ルモノガ決シテ少クナインデアリマ

ス、現ニ補助年限ガ満期ニナリマシテ、氣息奄々タル會社及滿期ニナラントスルモノ

ノ爲ニ、此際更ニ五年ノ延長ヲ必要トスル

ノデアリマス、北海道ノ私設鐵道ノ經營方

式様ニ振ハナイト云フ原因ハ、開道以來既

ニ六十年ヲ經過シテ居リマスガ、政府ノ爲

シ公平ニ補助ヲシテ、助長發達セシメンガ

爲ニ、此際更ニ五年ノ延長ヲ必要トスル

ノデアリマス、北海道ノ私設鐵道ノ經營方

式様ニ振ハナイト云フ原因ハ、開道以來既

ニ六十年ヲ經過シテ居リマスガ、政府ノ爲

シ公平ニ補助ヲシテ、助長發達セシメンガ

爲ニ、此際更ニ五年ノ延長ヲ必要トスル

ノデアリマス、北海道ノ私設鐵道ノ經營方

式様ニ振ハナイト云フ原因ハ、開道以來既

ニ六十年ヲ經過シテ居リマスガ、政府ノ爲

シ公平ニ補助ヲシテ、助長發達セシメンガ

爲ニ、此際更ニ五年ノ延長ヲ必要トスル

ノデアリマス、北海道ノ私設鐵道ノ經營方

式様ニ振ハナイト云フ原因ハ、開道以來既

ニ六十年ヲ經過シテ居リマスガ、政府ノ爲

シ公平ニ補助ヲシテ、助長發達セシメンガ
ス、本法ノ要旨ハ、現行法ニケル補助年
限十五年ヲ二十年ニ延長セントスルノアリ
マス、其理由ハ、現在北海道ハ僅ニ二十八人ニ過
ぎナインデアリマス、ソレニ比例シテ產業
ガ内地及外地ヨリ振ハズ、加フルニ冬季ノ
降雪期間ガ長イ爲ニ、除害ニ莫大ナ費用ガ
要ルノデアリマス、ソレデアリマスカラ北
海道ノ私設鐵道ハ、新設後少クトモ十數年
ノ間ト云フモノハ赤字デ、北海道ノ拓殖促進
ノ爲ニ多大ノ犠牲ヲ拂ヅテ御奉公ヲシテ居
ルヤウナ狀態アリマス、近時北海道ノ拓
殖促進ニ關シマシテ、政府竝ニ一般ガ相當
ノ關心ヲ有ツ所トナリマシテ、最近北海道
拓殖調查會ガ政府部内ニ設置セラレルコト
トナリマシタコトハ、吾々ノ非常ニ喜ンデ
居ル次第デアリマスガ、其拓地植民促進上
ノ先驅トナルベキモノハ、先ヅ第一ニ鐵道
軌道ノ普及デアリマス、之ヲ以テ政府ハ特
ニ北海道ノ私設鐵道ノ速成獎勵ノ爲ニ、大
正九年ニ特別補助法ヲ制定セラレタノデア
リマス、又政府ハ舊ニ北流道私設鐵道ノ獎
勵ベカリデハナクシテ、鐵道省ニ於テモ昭
和二年以來今日マデ、北海道拓殖費ニ於テ
拓殖公債利子ナルモノヲ負擔シテ、北海道
内ニ於ケル省線ノ速成ヲ期シテ、アルニ徵
シマシテモ、北海道ノ鐵道速成ガ拓殖政策
遂行上、重要ナル事項デアルコトガ分ルノ
デアリマス、斯ノ如ク政府ノ特別獎勵ガ效
果ヲ奏シ、現在マデ十箇年ノ間ニ約二十
社ガ新設セラレマシテ、其投資額ガ約四
千五百萬圓、延長線ガ七百五十杆ニ達シ、
省線ノ二千九百杆ノ四分ノ一ニ過ギマセヌ
ガ、省線ノ培養線トナリ、且ツ拓殖促進上
ニ貢獻スル所頗ル大ナルモノガアルノアリ
マス、此場合御参考マデニ北海道ト他府
縣及樺太、臺灣、朝鮮等ノ外地ニ於ケル鐵
道補助ヲ比較シテ見マスルト、樺太ニハ

二會社アツテ、一昨年補助年限ガ切レントスル際ニ五年延長シ、臺灣ニモニ社アリマシテ、昨年ノ議會デ十年ヲ十五年ニ延長シ、朝鮮ハ六社アツテ、最初ハ補助年限ガ十年デアツタノヲ、大正十二年ニ五年延長シ、更ニ昨年ノ議會デ五年延長シテ、現在ハ二十年ニ改正サレテ居ルノデアリマス、而シテ以上各地方ノ營業成績ハドウカト云フト、樺太ヲ除キマスト各府縣ハ勿論ノコト、臺灣、朝鮮等何レモ好成績ヲ挙ゲテ、相當ノ利益配當ラシテ居リマス、是ハ畢竟府縣及臺灣、朝鮮ハ北海道ニ較ベテ能ク開ケ、人口ノ密度ガ厚ク、產業ガ振興シ、加フルニ冬季間ノ除雪ノ如キ經費ガ少ク、又全然不要ナル等、其條件、即チ天惠ガ著シク多イカラデアリマス、ソレデアリマスカラ是等地方ノ鐵道ノ補助ト云フモノハ、利益ノ補償ニナッテ居リマスガ、北海道ノ鐵道補助ハ損失ノ補填トナルノデアリマス、要スルニ經營條件ガ好ク、營業成績優良ナル朝鮮、臺灣ニ對シテスラ、前述ベタヤウニ數回延長致シテ、國家ノ仁慈の方策ヲ經營條件トシテ居ルノデアルカラ、其經營條件ノ最惡ナル北海道ノ私設鐵道軌道ニ、同一ノ補助政策ヲ採リテ恩典ヲ與フルト云フコトハ、當然過ギル程當然デアルト信ズル者デアリマス、故ニ本案ノ如キモノハ政府自ラガ進シテ提案スベキモノデアラウト思フノデアリマス、然ルニ政府ガ提案シナイノデ之ヲ甚ダ遺憾ニ思ヒマシテ、吾々ガ茲ニ本案ヲ提出シタ次第デアリマス、而シテ補助年限延長ノ結果トシテ、金額ハ現在一箇年百二十八万圓デアリマスガ、本法施行ノ曉ヘ昭和十年度ガ約八万圓、十一年度、十二年度ハ約十七八万圓デ、結局最後マデニハ總

額九百二十三十万圓ヲ支出スルコトニナル見込デアリマス、何卒北海道ノ爲メ特段ノ御願スル次第デアリマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 日程第十三、提出者手代木隆吉君

○手代木隆吉君 簡單デアリマスカラ自席カラ發言スルコトヲ御許シヲ願ヒマス

○議長(濱田國松君) 許可致シマス

○手代木隆吉君 日程第十三ノ法律案ハ第二ノ法律案ト全ク同一趣旨ノ法律案デアリマシテ、只今松尾君ヨリ説明セラレタル通リノ事情ニアル譯デアリマス、何卒本案ニ對シマシテモ速ニ協賛ヲ與ヘラレマシテ、北海道開拓ノ爲ニ十分ナル援助ヲ與ヘラレンコトヲ希望致ス次第デアリマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 各案ニ對スル質疑ノ通告ハアリマセヌ

○青木雷三郎君 日程第十二及第十三ノ兩案ヲ一括シテ、議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第十四、自動車交通事業法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者上田孝吉君シマス——提出者上田孝吉君

第一十四 自動車交通事業法中改正法律案(上田孝吉君外十一名提出)

第一讀會

自動車交通事業法中改正法律案 第一讀會

糾錯雜ヲ極メテ居リマス、特ニ乗合自動車ニ於テ其甚シキ感ズルノデアリマス、爲ニ公共團體モ民營會社モ、資本ノ二重投下トナリ、無用ノ競争ヲ激發シテ居リマスルノミナラズ、住民ハ乘換、乘繼等ニ依リマシテ、賃銀ノ二重ノ負擔ヲ爲シ、或ハ時間供用ヲ開始セザル自動車道事業ヲ含ムノ買收ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事業ノ一部ヲ買收セラルニ因リテ殘存事業ノ全部又ハ一部ニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルトキハ自動車運輸事業者又ハ自動車道事業者ハ公共團體ニ對シ殘存事業ノ全部又ハ一部ノ買收ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル買收價格、買收範圍其ノ他買收ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス

前項ノ裁定中買收價格ニ付不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三十七條ノ三 前條ノ規定ニ依リ買收ヲ爲シタル自動車運輸事業路線ノ全部又ハ一部ニ付テハ公益上ノ必要ニ因ルノ外他事業者ニ自動車運輸事業經營ノ免許ヲ爲スコトヲ得ズ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(上田孝吉君登壇)

○議長(濱田國松君) 別ニ質疑ノ通告ハアリマセヌ

○議長(濱田國松君) 本案ハ東武君外五名提出、大正九年法律第五十六號中改正法律案外一件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第十五、民事訴訟法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマ

ス——提出者名川侃市君

第十五 民事訴訟法中改正法律案（牧

野良三君外九名提出）

第一讀會

民事訴訟法中改正法律案

民事訴訟法中左ノ通改正ス

アリマス、次ニ判決ハ一ツノ原被雙方ノ争
ニ對スル判斷デゴザリマスガ故ニ、行政處
分トハ全然違フノデゴザリマス、隨テ原被
其主張ノ何レガ是デアルカト云フコトヲ判
斷スルニ付テハ、其判斷ノ理由ヲ明記スペ
キハ當然ノ筋合デアルト思フノデアリマス、
然ルニ民事訴訟法三百五十九條ニ於キマシ
テ、區裁判所ノ事件ニ付テハ判決理由ノ省
略ヲ認メテ居リマスル爲ニ、今日ハ甚ダ當
事者ハ判決ノ理由ヲ知ルニ苦シニ居ルノデ
アリマス、是ハ裁判ノ本旨ニ反シマシテ、
裁判其モノニ對シテ民心ヲ承服セシムルノ
途ガナイト考ヘルノデアリマス、仍テ之ヲ
削除スルノヲ相當ト思ヒマス、次ハ現行民
事訴訟法中擔保物還付ニ關シマスル規定ハ、
其手續ガ煩瑣デゴザリマシテ、是ガ還付ヲ
受ケマスル爲ニ無益ノ日子ト費用トヲ要シ、
其弊害ハ裁判所、當事者及利害關係人ノ等
シク痛感スル所デゴザリマス、仍テ民事訴
訟法五百十三條ヲ本案ノ如ク改正スルノヲ
行使ヲ爲シタルコトヲ二週間以内ニ
裁判所ニ疏明セサルトキ

四 損保ヲ供シタル者力擔保取消ニ付
擔保権利者ニ對シ其權利行使ヲ爲ス
ヘキ旨ノ催告ヲ爲シ擔保権利者カ其
行使ヲ爲シタルコトヲ二週間以内ニ
裁判所ニ疏明セサルトキ

○名川侃市君 只今上程ニナリマシタ民
事訴訟法中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ御説
明申上ゲマス、近時判決ノ言渡又ハ其送達
ニ關シマシテ、弊習ノ甚シキモノガゴザリ
マシテ、其極端ナルモノニ至リマスト云フ
ト、時ニ結審後數年ヲ經ルモ、尙ホ之ヲ爲
サマルモノガアルト云フ有様デゴザリマス、
是ハ裁判ノ尊嚴威信ヲ失墜致シマシテ、國
民ノ利害休戚ヲ輕ンズルコトノ甚シキモノ
ト謂ハナケレバナリマセヌ、仍テ民事訴訟
法百九十九條第一項但書ヲ削除致シマシテ、
此時弊ヲ矯正スルノ必要ガアルト思フノデ

アリマス、次ニ判決ハ一ツノ原被雙方ノ争
ニ對スル判斷デゴザリマスガ故ニ、行政處
分トハ全然違フノデゴザリマス、隨テ原被
其主張ノ何レガ是デアルカト云フコトヲ判
斷スルニ付テハ、其判斷ノ理由ヲ明記スペ
キハ當然ノ筋合デアルト思フノデアリマス、
然ルニ民事訴訟法三百五十九條ニ於キマシ
テ、區裁判所ノ事件ニ付テハ判決理由ノ省
略ヲ認メテ居リマスル爲ニ、今日ハ甚ダ當
事者ハ判決ノ理由ヲ知ルニ苦シニ居ルノデ
アリマス、是ハ裁判ノ本旨ニ反シマシテ、
裁判其モノニ對シテ民心ヲ承服セシムルノ
途ガナイト考ヘルノデアリマス、仍テ之ヲ
削除スルノヲ相當ト思ヒマス、次ハ現行民
事訴訟法中擔保物還付ニ關シマスル規定ハ、
其手續ガ煩瑣デゴザリマシテ、是ガ還付ヲ
受ケマスル爲ニ無益ノ日子ト費用トヲ要シ、
其弊害ハ裁判所、當事者及利害關係人ノ等
シク痛感スル所デゴザリマス、仍テ民事訴
訟法五百十三條ヲ本案ノ如ク改正スルノヲ
行使ヲ爲シタルコトヲ二週間以内ニ
裁判所ニ疏明セサルトキ

第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ
許シマス——提出者杉山元治郎君

第十六 未成年者飲酒禁止法中改正法
律案（杉山元治郎君外二名提出） 第一讀會

未成年者飲酒禁止法中改正法律案

アリマス、次ニ判決ハ一ツノ原被雙方ノ争
ニ對スル判斷デゴザリマスガ故ニ、行政處
分トハ全然違フノデゴザリマス、隨テ原被
其主張ノ何レガ是デアルカト云フコトヲ判
斷スルニ付テハ、其判斷ノ理由ヲ明記スペ
キハ當然ノ筋合デアルト思フノデアリマス、
然ルニ民事訴訟法三百五十九條ニ於キマシ
テ、區裁判所ノ事件ニ付テハ判決理由ノ省
略ヲ認メテ居リマスル爲ニ、今日ハ甚ダ當
事者ハ判決ノ理由ヲ知ルニ苦シニ居ルノデ
アリマス、是ハ裁判ノ本旨ニ反シマシテ、
裁判其モノニ對シテ民心ヲ承服セシムルノ
途ガナイト考ヘルノデアリマス、仍テ之ヲ
削除スルノヲ相當ト思ヒマス、次ハ現行民
事訴訟法中擔保物還付ニ關シマスル規定ハ、
其手續ガ煩瑣デゴザリマシテ、是ガ還付ヲ
受ケマスル爲ニ無益ノ日子ト費用トヲ要シ、
其弊害ハ裁判所、當事者及利害關係人ノ等
シク痛感スル所デゴザリマス、仍テ民事訴
訟法五百十三條ヲ本案ノ如ク改正スルノヲ
行使ヲ爲シタルコトヲ二週間以内ニ
裁判所ニ疏明セサルトキ

第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ
許シ私共ガ——多クノ國民大衆ガ之ニ對シ
テ熱心ニ要望シテ居ルノデアル、或ハ今日
所ノ人達モ、或ハ贊成スルヤウニナルカモ
分ラナイト考ヘルノデアリマスガ、私ハ左
様ニ真心カラ國民ノ多數ノ家庭ノ者ガ、要
望シテ居ルンダト云フコトヲ御考慮戴キマ
シテ「ノーノー」色々々反対ノ方ガアルカモ
分ラナイガ、其點ハ能ク慎重ニ御考ヲ戴イ
テ、御審議ヲ願ヒタイト考ヘルノデアリマ
ス（贊成）反対ト呼フ者アリ）私共ガ現在
ノ二十歳カラ二十五歳マデ擴張シヨウト致
シマスルノヘ、二十五歳マデハ心身共ニ發
達ノ途上ニアル、此大切ナ時期ニ酒精ノ害
カラ避ケシメ、延テハ斯ル慣習カラ遁レシ
メヨウトスル爲デゴザイマス、委員會ニ於
未成年者飲酒禁止法中改正法律案ノ、提
案者ノ一人デアリマスガ故ニ、本案ニ付テ
提案理由ヲ簡單ニ御説明申上ゲテ見タイト
存ジマス、本案ハ既ニ十數回本會議ニ提出
サレテ居リマスルノデ、詳シク説明ヲ致シ
マス（拍手）

本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（杉山元治郎君登壇）

○杉山元治郎君 私ハ今上程ニナリマシタ
民事訴訟法中改正法律案ノ、提案理由ヲ詳
シク説明申上ゲテ見タイト存ジマスルガ、先般委
員會ノ際ニ於キマシテモ、多少ノ論議ガゴ
ザイマシタノデ、極ク其要項ノ一二ニ付テ
説明ヲ致シテ置キタイト考ヘルノデアリマ
ス、尙ホ私共ガ本案ヲ提出致シマスル理由
ハ、決シテ自分一個ノ利害ノ關係ノ問題デ
ハゴザイマセス、即チ一國ノ保健衛生、國
民ノ將來ヲ考ヘマスル爲ニ、已ムニ已マレ
ス、尙ホ私共ガ本案ヲ提出致シマスル理由
ハ、決シテ自分一個ノ利害ノ關係ノ問題デ
ハゴザイマシタガ、併シ過去ニ於キマシテモ
テ見テモ、明ニソレガ證明サレテ居ルノデ
アリマス、二十歳デ男子一人前ノ権利ヲ與
ヘテ、軍務ノヤウナ重大ナ責任ヲ負ハシテ
置イテ、ソレヲ法律デ權利ヲ剝奪スル云
フヤウナコトハイケナイ、斯ウ云フコトモ
ゴザイマシタガ、併シ過去ニ於キマシテモ
一國ノ重大ナ問題ノ爲テアリマスナラバ、
當時ニハ與ヘラレタ權利モ制限シ、或ハ剝奪

スルヤウナ場合モ度々アツト考ヘルノデ
アリマス、私共ハ二十歳ハ一人前ノ男子デ

アル、斯ウ云フコトヲ仰セニナルラバ、
モット引下ゲナイカト云フヤウナ簡単ナモノヲモ、

考ヘルノデアリマスルガ、其問題ヲ拔キニ
シテ唯二十歳ヲ二十五歳ニ引上ゲルト云フ

コトニ對シテ、反対致シマスル理由ノ點ヲ
考ヘラレナイノデアリマス、二十五歳禁酒

法ノ合理性ト云フモノハ、私共ハ一般禁酒
法ノ合理性如何ニアルト考ヘマス、酒精ヲ濫

用シマスルコトニ依ツテ、其害惡カラ阻止致

シマスルコトハ、勿論個人ノ問題デアリマ
スルガ、一面ソレガ社會問題デアルカドウ

カト云フ點ニ、根本的ナ契機ガアルノデア
リマス、酒ハ生理的ニ有害デアリ、又人ノ

生活ト德性ヲ破ルモノデアル、ダカラ廢止
セネバナラヌト云フノデアリマシテ、個人

ノ節制問題、道徳問題ダケデアリマスルナ
ラバ、反對論者モ認メテ居リマスルヤウニ、

或ハ教化運動ト云フダケデ宜イカモ知レマ
セヌケレドモ、社會福祉ノ問題デアル、更

ニ進ンデヘ人類生存、文化一般ノ運命ニ懸
ル所ノ問題デアリマス、酒精ハ個人ノ健康

ト或ヘ德性トヲ害スルニ止マラズ、社會大

衆ノ生活ヲ破壊シ、社會的、文化的ナ向上

ヲ妨ゲル一大原因デアルカラデアリマス、
〔ノー／＼〕私共ハ今日酒ニ重稅ヲ課ケテ

居ルト云フ所以ハ、是ハ單ニ政府ガ財源ヲ
求メルト云フ所以デハナクシテ、ソレヨリ

モ酒精制限ノ意味ガ多分ニ含マレテ居ルノ
デアルト者ヘルノデアリマスルガ、併シ單

ニ經濟的ナサウシタ方法ダケデハ、十分ナ
意味ヲ徹底スルコトガ出來ナイ、吾々ハ社

會のナ福祉、文化一般ノ主眼トスル所ノ社
考ヘルノデアリマスルガ、其問題ヲ拔キニ
シテ唯二十歳ヲ二十五歳ニ引上ゲルト云フ
コトニ對シテ、反対致シマスル理由ノ點ヲ
考ヘラレナイノデアリマス、二十五歳禁酒
法ノ合理性ト云フモノハ、私共ハ一般禁酒
法ノ合理性如何ニアルト考ヘマス、酒精ヲ濫
用シマスルコトニ依ツテ、其害惡カラ阻止致
シマスルコトハ、勿論個人ノ問題デアリマ
スルガ、一面ソレガ社會問題デアルカドウ

會正義ノ立場カラ致シマシテ、本案ノ制定
通過ヲ要望致ス者デアリマス、此飲酒ノ惡

癖ヲ矯正シ、此害惡カラ免レシムル色々
方法ガゴザイマセウケレドモ、從來ノ禁酒

法ト云フモノヲ擴大致シマシテ、二十五歳

迄ニ致シマスルコトハ、適當ナル一ツノ方
法デアルト考ヘルノデアリマス、何故カト

云フト、大正十一年未成年者禁酒法ノ實施
以來、其違反者ノ有無調査ヲ見マスルト、

大體ニ遵奉サレテ居ルノデアリマス、而シテ
此慣習ニ染マナイ人ガ多クアル、斯ル事實

カラ致シマシテ、其慣習ニ染マナイ人々ヲ
シテ、一層染マナイヤウニ致シマスルコト

ハ、本案ノ制定ニ依ツテソレガ可能デアル、
斯ウ云フヤウニ考ヘルノデアリマス、今申

シマスルヤウニ、私共ハ決シテ一箇ノ利害
問題デハナイ、日本國家ノ將來、國民衛生、

特ニ今日ノヤウナ非常時ノ立場カラ致シマ
シテ、ドウシテ見テモ斯ウシタ方法ニ依ツ
テ、是非一國ノ此非常時ヲ突破シテ行カナ

ケレバナラナイ、斯ウシタ表情ヨリ本案ヲ
提出シテ居ルノデゴザイマスルガ故ニ、何
卒此事ヲ御諒解下サイマシテ、慎重審議ノ
上御賛成アランコトヲ御願スル次第デアリ
マス

○議長（濱田國松君） 本案ニ對スル質疑ノ
名提出ノ衛生組合法案外四件委員ニ、併セ
付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長（濱田國松君） 青木君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（濱田國松君） 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第
十七、百貨店法案ノ第一讀會ヲ開キマス、

提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者中
川觀秀君

第十七 百貨店法案（野田文一郎君外
二名提出） 第一讀會

百貨店法案 川觀秀君

第一條 本法ニ於テ百貨店ト稱スルハ命
令ノ定ムル賣場面積ヲ有スル營業所ニ
於テ命令ノ定ムル從業者ヲ使用シ衣食住ニ
關スル多種類ノ商品ノ小賣業ヲ營
ム者ヲ謂フ

第二條 百貨店ノ業務ヲ營マムトスル者
ハ主務大臣ノ免許ヲ受クヘシ

第三條 主務大臣百貨店營業免許ノ申請
ヲ受ケタルトキハ當事者ノ請求ノ有無
ニ拘ラズ百貨店開設諮詢委員會ヲ開設
シ其ノ答申ヲ求ムルコトヲ得

第四條 百貨店開設諮詢委員會ニ關スル事項ハ
命令ヲ以テノ定ム

第五條 主務大臣ハ百貨店ノ業務
ヲ營ミタル者ハ其ノ業務ヲ禁止ス
ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第六條 免許ヲ受ケヌシテ百貨店ノ業務
ハ百貨店ニ對シ其ノ營業若ハ財產ノ狀
況ノ報告ヲ爲サシメ又ハ營業若ハ財產
ノ罰金ニ處ス

第七條 免許ヲ受ケヌシテ百貨店ノ業務
ヲ營ミタル者ハ其ノ業務ヲ禁止ス
ノ罰金ニ處ス

第八條 免許ヲ受ケヌシテ百貨店ノ業務
ヲ營ミタル者ハ其ノ業務ヲ禁止ス
ノ罰金ニ處ス

第九條 免許ヲ受ケヌシテ百貨店ノ業務
ヲ營ミタル者ハ其ノ業務ヲ禁止ス
ノ罰金ニ處ス

第十條 百貨店主、百貨店ノ業務ヲ營
ム會社ノ取締役、業務ヲ執行スル社員又
ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ千圓以下
ノ罰金ニ處ス

第十一條 第四條ノ規定ニ違反シタルトキ
ニ依ル報告ヲ爲サス若ハ虛偽ノ報告
ヲ爲シタルトキ又ハ同條ノ規定ニ依
ル檢查ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケタルトキ

百貨店主カ未成年者又ハ禁治產者ナル
トキハ前項ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則

五 無料配達區域ノ擴張ヲ爲サムトス
ルトキ

六 休日規定ノ變更ヲ爲サムトスルト
キ

七 同業組合其ノ他ノ同業組合ニ加入ス
ルコトヲ得

八 動議ノ如ク決シマシタ——日程第
十七、百貨店法案ノ第一讀會ヲ開キマス、

提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者中
川觀秀君

第十七 百貨店法案（野田文一郎君外
二名提出） 第一讀會

百貨店法案 川觀秀君

第一條 本法ニ於テ百貨店ト稱スルハ命
令ノ定ムル賣場面積ヲ有スル營業所ニ
於テ命令ノ定ムル從業者ヲ使用シ衣食住ニ
關スル多種類ノ商品ノ小賣業ヲ營
ム者ヲ謂フ

第二條 百貨店ノ業務ヲ營マムトスル者
ハ主務大臣ノ免許ヲ受クヘシ

第三條 主務大臣百貨店營業免許ノ申請
ヲ受ケタルトキハ當事者ノ請求ノ有無
ニ拘ラズ百貨店開設諮詢委員會ヲ開設
シ其ノ答申ヲ求ムルコトヲ得

第四條 百貨店開設諮詢委員會ニ關スル事項ハ
命令ヲ以テノ定ム

第五條 主務大臣ハ百貨店ノ業務
ヲ營ミタル者ハ其ノ業務ヲ禁止ス
ノ罰金ニ處ス

第六條 免許ヲ受ケヌシテ百貨店ノ業務
ヲ營ミタル者ハ其ノ業務ヲ禁止ス
ノ罰金ニ處ス

第七條 免許ヲ受ケヌシテ百貨店ノ業務
ヲ營ミタル者ハ其ノ業務ヲ禁止ス
ノ罰金ニ處ス

第八條 百貨店主、百貨店ノ業務ヲ營
ム會社ノ取締役、業務ヲ執行スル社員又
ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ千圓以下
ノ罰金ニ處ス

第九條 第四條ノ規定ニ違反シタルトキ
ニ依ル報告ヲ爲サス若ハ虛偽ノ報告
ヲ爲シタルトキ又ハ同條ノ規定ニ依
ル檢查ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケタルトキ

百貨店主カ未成年者又ハ禁治產者ナル
トキハ前項ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則

五 無料配達區域ノ擴張ヲ爲サムトス
ルトキ

六 休日規定ノ變更ヲ爲サムトスルト
キ

七 同業組合其ノ他ノ同業組合ニ加入ス
ルコトヲ得

八 動議ノ如ク決シマシタ——日程第
十七、百貨店法案ノ第一讀會ヲ開キマス、

提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者中
川觀秀君

第十七 百貨店法案（野田文一郎君外
二名提出） 第一讀會

百貨店法案 川觀秀君

關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成
年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 百貨店主、百貨店ノ業務ニ營
ム會社ノ取締役、業務ヲ執行スル社員
又ハ清算人ハ其ノ代理人、戸主、家族、

前條ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

ニ委任スルコトヲ得
依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官

附則

昭和十年一月三十一日ニ於テ現ニ營業ヲ
爲ス百貨店、其ノ支店、出張所、店舗及
賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタ
ルモノト看做ス但シ主務大臣ハ營業繼續
ニ付必要ナル條件ヲ定ムルコトヲ得
昭和十年一月三十一日以前ニ於テ百貨店、
其ノ支店、出張所、店舗及賣場ノ設置ニ
著手シタル者其ノ業務ヲ營マムトスルト得
キハ本法ニ依ル免許又ハ認可ノ申請ヲ爲
スコトヲ要ス若免許又ハ認可ヲ受クルコト
ヲ得サル場合ニ於テ百貨店開業ノ準備
ヲ爲シタルコトニ依リ生シタル損害アル
ヲキハ政府ニ對シ其ノ補償ヲ請求スルコトヲ
得

○中川觀秀君
只今上程サレマシタ百貨店
法案ニ付キマシテ、簡単ニ趣旨ヲ申述ベタ
イト思ヒマス、此百貨店法案ハ一昨年來吾
吾ガ提案致シマシテ、屢々皆様ノ御協賛ヲ仰

イデ居ルノデアリマスガ、マダ今日マデ是
ガ實現ヲ見ナイハ甚ダ遺憾デアリマシテ、
重ネテ今回モ亦提案致シマシタ次第アリ
マス、御承知ノ如ク農村ノ疲弊困憊ト共ニ、
中小商工業者ガ非常ナ困難致シテ居ル、色
色ソレニハ理由モゴザイママルガ、其中小
商工業者ガ非常ナ困難ニ陥リマシタ原因ノ
一ツニ、此百貨店ノ非常ナル發達進出ト云
フモノガ、中小商工業者ノ營業ヲ壓迫ヲ致
シマシテ、其結果ガ非常ニ此中小商工業者
ガ困難ヲ致シテ居ルト云フコトハ、皆様モ
能ク御承知ニナッテ居ルコトデアリ、又御理
解ニナッテ居ルコトデアルノデアリマス、此
中小商工業者ノ疲弊困憊ヲ緩和シマスル意
味ニ於テモ、百貨店ガ其豊富ナル資本ヲ以
チマシテ、有ユル設備ヲシテ、益々賣繁昌
ヲヤリマスルト云フコトハ、ソレガ反對ニ
中小商工業者ヲ困ラセルト云フコトニ相成
ルノデアリマス、併ナガラ百貨店モ今日デ
ハ吾々ノ生活上ニ最モ必要ナモノ、一ツニ
ナツテ居ルノデアリマスカラ、強チ百貨店ヲ
壓迫ラシ、百貨店ヲ苦シメルト云フヤウナ
意味ニ於キマシテ、此法律ヲ拘ヘヨウト云
フノデハ斷ジテナイノデアリマス、一面中
小商工業者ヲ保護スル意味ニ於キマシテ、
又百貨店其モノヲモ、是ハ保護シテヤラウト
云フ意味ノ法律デアルト云フコトヲ、御諒
解ヲ願ヒタイノデアリマス(拍手)、近頃百
貨店商業組合ニ於キマシテモ、所謂自制案
八箇條ニ依ヅテ、自ラ自治的ニ統制ヲ致シテ
居リマスルガ、其統制ガ十分ニ行届カナイ、
徹底シナイト云フ爲ニ、百貨店自身モ今日
デハ或ハ行詰リヲ生ジ、種々ナル紛擾ヤ苦
情ガ内部ニ起リツ、アルト云フコトモ事實
デアリマス、御承知デゴザイマセウガ、百

商店ガ昭和八年ニハ三十七軒デアル、ソレ
ガ昨年ハ五十五軒、本年ハモウ六十四店舗
ニ増加致シテ居ルノデアリマス、此六十四
店舗ノ中デ、所謂自治的ニ出來テ居ル百貨
店商業組合ニ加入シテ居ルモノハ、二十六
店舗ニ過ギナインデアリマシテ、後ノ三十
八ト云フモノハ、是ハ組合ニ加入致シテ居
リマセヌ爲ニ、勝手ニ自由ナ營業振ラヤッテ
居リマスル爲ニ、此組合ヲ作ッテ居ル百貨
店ハ、此組合ニ加入シナイ百貨店ノ爲ニ統
制ヲ破ラレテ、サウシテ商賣上ニハ非常
ナ迷惑ヲ蒙リ、打擊ヲ受ケテ居ルト云
フコトハ事實デアリマシテ(拍手)百貨店
業者自身ニ於テモ、適當ナ取締法律ガ出來
ルコトヲ希望セラレテ居ルト云フヤウニ、
吾々ハ仄聞致シテ居ルノデアリマス、ノミ
ナラズ商工省當局ニ於テモ、昭和八年ニ百
貨店法ヲ拘ヘヨウト言ツテ居ラレタ當時ニ、
害ガ現レテ來テ居ル、其弊害ノ中ニハ、商
品券取締規則デハ、五圓以下ノ商品券ハ賣
出スコトハ出來ナイト云フコトニナッテ居
リマスルガ、此組合ニ加入シナイ百貨店ナ
ドハ、一圓二圓三圓ト云フヤウナ、小サイ
商品券ヲ盛ニ出シテ居リマス、是ガ組合ヲ
作ッテ居ル百貨店ナドニハ、非常ナ影響ヲ與
ヘテ居ルト云フコトモ事實デアリマス、是
等ハヤハリ相當ニ之ヲ取締ラセル、監督ヲ
スル、統制ヲ加ヘルト云フコトが必要デア
リマス、ト同時ニ又組合ニ入ッテ居ナイ百貨
店デハ盛ニ所謂大賣賣、大投賣ト云フ工合
デ、盛ニ新聞ナドニモ廣告シマシテ、サウ
シテヤツテ居ルノガ、小サイ小賣商人等ヲ壓

迫スルト云フコトハ多大ノモノデアリマス、是等モドウシテモ統制アル一ツノ法律ヲ拘ヘテ、其下ニ十分ニ取締ッテ行クト云フニ反シ又ハ一般小賣業者若ハ消費者ノ公正ナル利益ヲ害スト認ムルトキハ之ヲ制止スル爲必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得」斯ウ云フ風ニ規定ヲ致シテ、法制ノ下ニ之ヲ取締ッテ參リマスナラバ、只今申上ゲマスルヤウナ百貨店自身ノ内部的ノ混亂モ、之ヲ防グコトガ出來得ルノデアリマス、隨テ中小商工業者ニ對スル壓迫等モ除カレ得ルノデアリマス、聞ク所ニ依リマスト、商工省當局デハ、商業組合法ノ第九條ニ基イテ、組合ニ加入ノコトヲ命ズルト云フヤウナ意嚮ヲ以テ、今日ハ進ンデ居ラレルト云フコトヲ聽キマスノデ、吾々ガ此百貨店法ヲ議會ニ提案致シマシテ、之ヲ法制化スルト云フコトノ益、必要デアルト云フコトガ、商工當局ニ於テモ認メラレテ來タト云フコトヲ、非常ニ喜ンデ居ル次第アリマス(拍手)中 小商工業者保護竝ニ百貨店自身ノ營業ヲ擁護シテヤル意味ニ於キマシテモ、此百貨店御同情ノ下ニ御協賛ヲ與ヘラマシテ、是法ガ實現致シマスルコトガ、最モ必要ト考ヘルノデアリマス、ドウゾ皆様ノ深厚ナル御同情ノ下ニ御協賛ヲ與ヘラマシテ、是ガ實現ヲ期待致シタイ次第アリマス、簡單デアリマスガ、是デ説明ヲ終リマス(拍手)

○議長（濱田國松君） 本案ニ對スル質疑ノ
通告ハアリマセヌ

官報號外

昭和十年一月二十日

衆議院議事速記録第十六號

百貨店法案 第一讀會

出、度量衡法中改正法律案外二件委員ニ、併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○青木雷三郎君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通告致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時四十八分散會